

第3期

八代市教育振興基本計画

八代市教育委員会

令和4年3月

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨 -----	1
2 計画の位置付け -----	1
3 計画の期間 -----	1
第2章 教育を取り巻く社会状況とこれまでの取組状況	2
1 教育を取り巻く社会状況 -----	2
2 国の動向等 -----	5
3 第2期計画の取組状況と課題 -----	7
第3章 基本理念	17
施策の体系図	18
第4章 基本目標	20
1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます -----	20
2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます -----	20
3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます -----	20
4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します -----	20
5 郷土の歴史・文化に親しめる環境を整えます -----	20
6 災害からの復興を進め教訓を継承します -----	20
新型コロナウイルス等の感染症への対応	21
第5章 基本方針・主な施策	22
<基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます>	
基本方針1 幼児教育の充実 -----	22
基本方針2 確かな学力の育成 -----	24
基本方針3 豊かな心の育成 -----	26
基本方針4 健やかな体の育成 -----	28
基本方針5 特別支援教育の推進 -----	30
<基本目標2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます>	
基本方針6 9年間を見通した「八代型小中一貫・連携教育」の推進 -----	32
基本方針7 教職員の資質・指導力の向上 -----	34
基本方針8 学びを支える教育環境の整備 -----	36
基本方針9 安全・安心な学校づくりの推進 -----	38
<基本目標3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます>	
基本方針10 学校と地域の連携・協働 -----	40
基本方針11 家庭における教育力の向上 -----	42
基本方針12 地域における教育力の向上 -----	43
<基本目標4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します>	
基本方針13 生涯を通じた学習活動の推進 -----	45
基本方針14 人を育む図書館づくりの推進 -----	48
基本方針15 文化の継承と創造に貢献する博物館づくり -----	51
基本方針16 社会教育施設の整備 -----	54
<基本目標5 郷土の歴史・文化に親しめる環境を整えます>	
基本方針17 歴史・文化の保存継承と活用 -----	56
<基本目標6 災害からの復興を進め教訓を継承します>	
基本方針18 災害からの復興推進・教訓の継承 -----	58
第6章 計画の推進に当たって	60
指標一覧	62
資料編	65

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本市では、平成30年(2018)3月に「第2期八代市教育振興基本計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、「やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくり」の実現のため、この4年間に総合的かつ計画的に取り組む教育委員会所管の施策を示し、推進してきました。

近年、グローバル化や少子高齢化が加速する中、SDGs^{※1}の理念に沿った持続可能な社会の実現という視点が求められるようになり、技術革新(IoTやAI等)の急速な進展によるデジタル化社会の到来など、社会情勢は大きく変化してきています。また、最近では新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちは日常生活において、様々な制約や自粛を余儀なくされています。さらに、令和2年7月豪雨により人命が奪われるなどの甚大な被害を受け、災害時における避難行動などの災害教育の重要性が改めて浮彫りになりました。

こうした中、国においては「第3期教育振興基本計画」が平成30年(2018)6月に閣議決定され、熊本県においては令和3年(2021)3月、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」が策定されました。それらを踏まえ、本市の第2期計画における取組を振り返るとともに、本市が目指す教育の姿の実現に向け、八代ならではの特色ある施策の重点的な推進など、今後4年間の施策の方向性を示すために、「第3期八代市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

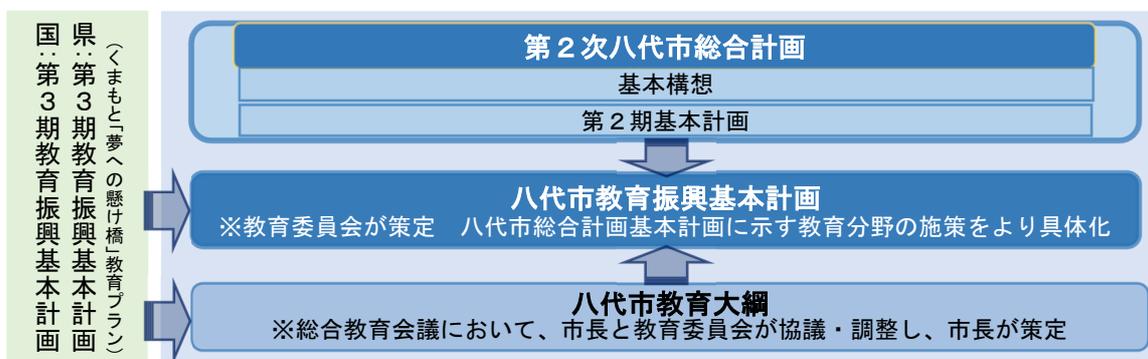
(1) 法的な位置付け

本計画は教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画とします。

(2) 本市の関連計画との関係

第2次八代市総合計画第2期基本計画に示す教育分野の施策をより具体化する計画です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長において策定された「八代市教育大綱」の内容を尊重しています。



3 計画の期間

本計画の期間は「第2次八代市総合計画第2期基本計画(令和4年度～令和7年度)」との整合性を図るため、令和4年度から令和7年度までとします。

	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7
教育振興基本計画(国)	第2期計画					第3期計画							
熊本県教育振興基本計画	第2期計画					第3期計画							
八代市総合計画	総合計画後期基本計画					第2次総合計画 第1期基本計画			第2次総合計画 第2期基本計画				
八代市教育振興基本計画	第1期計画					第2期計画			第3期計画				
八代市教育大綱	第1期					第2期			第3期				

(用語解説)

※1 SDGs: Sustainable Development Goals の略。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」という意味で2030年までに達成するために掲げた17の目標のこと。

第2章 教育を取り巻く社会状況とこれまでの取組状況

1 教育を取り巻く社会状況

(1) 人口減少と少子高齢化

■全国の人口は、2008年(H20)をピークに減少局面に入り、本格的な人口減少社会の到来が確認されました。本市の人口は、令和2年(2020)の123,067人から、2040年には約97,800人まで減少が進むと予測されており、更に2060年における人口は76,700人と現状の約6割程度に減ると推計されています。(出典:「第2期八代市人口ビジョン」(令和3年3月))

■本市の高齢化率は2040年には約38%が高齢者となることを見込まれます。一方、7～15歳の人口は、令和元年度の9,262人から令和25年には6,283人と約32%減ると推計されており、少子高齢化は避けられず、生産年齢人口の減少とともに、経済規模の縮小や税収の減少、社会保障費の増大等、市民生活に様々な影響を及ぼすことが予想されます。



出典:国勢調査

出典:住民登録による八代市の人口(行政町名別年齢別人口世帯数)から人口の減少率を算出し、25年間の変化を予測

(2) 家族形態や子育て環境の変容

■一人世帯や夫婦のみの世帯の増加により、全国・本市ともに1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、このような家族形態の変容は、価値観やライフスタイルの多様化とも相まって、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下等が懸念されています。

■就業形態の変化や、長時間労働等により、子育て家庭の孤立や家族関係の変化等、家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、子どもの育ちや学習への影響が指摘されています。

(3) グローバル化、情報化の進展

- グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、情報や文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行していると言われています。世界中の人々と対面に加えてインターネットを用いた交流がますます増えていく世の中にあつて、異文化理解や異文化コミュニケーションは重要となってきます。その中で、英語力の向上も必要となっています。
- ICT※1 環境の著しい進展により、インターネットを通じ、多様な情報の入手や商品の購入等の経済活動が行われるなど、生活様式のデジタル化が進んでいます。本市の子どもたちも携帯電話やスマートフォンの所持率が急増、無料通信アプリの使用割合が増加するなど、コミュニケーション手段が大きく変化しています。ICTを効果的に活用できる能力の養成とともに、インターネット上のいじめや犯罪などの情報化の進展に伴うリスクへの対応が求められています。

(4) 格差の再生産・固定化

- 地域経済の現状として、生産性、所得水準、消費活動など様々な側面から地方と大都市の格差が見られます。若年層が大都市に流出しており、活性化を図る担い手不足の深刻化や、地域間格差の拡大が指摘されています。
- 経済的理由や家庭環境による進学や学力等の差が、その後の就労・所得等の格差にもつながり、更に世代をまたがる格差の再生産・固定化にもつながるとの指摘があります。子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が求められています。また、社会・経済情勢の厳しさは特に若者への影響が大きく、更には若者の精神的・社会的自立の遅れも指摘されています。

(5) 自然災害からの教訓の継承

- 平成28年熊本地震では、多くの尊い人命が失われ、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に多数の家屋崩壊、大規模な土砂災害等広範かつ甚大な被害が発生しました。本市においても、死傷者の発生、住宅被害のほか、教育関係では学校及び園、学校給食センター、社会教育施設、指定文化財などが被災しました。また、令和2年7月豪雨では、球磨川の氾濫、道路崩落、家屋浸水等、深刻な被害が発生しました。特に坂本地域において、尊い人命が奪われ、広範囲な浸水被害を受けました。
- 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧・復興のため、「八代市復旧・復興プラン(平成28年11月策定)」、「八代市国土強靱化地域計画(令和2年3月策定)」や「八代市坂本町復興計画(令和3年3月策定)」(以下「坂本町復興計画」という。)に基づき、様々な施策を行っています。その中で、災害に対する備え、人と人とのつながり、自然との共生の重要性等多くの教訓を得ました。これらの教訓を将来につなげるためにも、地域コミュニティへの支援、安全・安心な教育環境の整備、心のケア、防災教育等を行う必要があります。

(用語解説)

※1 ICT:Information and Communication Technology の略で、コンピュータ情報通信ネットワーク(インターネットなど)の情報通信技術を表す言葉。

(6) 臨時休業時の学びの保障

- 新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、日本でも感染の拡大に伴い、令和2年3月2日より全国の小・中・特別支援学校・高等学校で一斉に臨時休業措置がとられ、本市においても5月末までの長期にわたり休業が継続されるなど、教育面でも大きな影響を受けました。
- 社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症と闘いながら生きていかなければならないという認識に立ち、学校においては国が示した「新しい生活様式」を踏まえ、万全の対策を講じつつ、子どもたちの健やかな育ちと学びを保障することが重要です。日々変わりゆく状況や国の動向を見据えながら、本市においても、学校・家庭・地域で連携を図りつつ、学校教育活動を柔軟かつ効果的に進めていく必要があります。
- 教師から子どもたちへの対面指導や、子どもたち同士の協働的な学びの中で行われる学校教育の特質を踏まえながら、今後、新型コロナウイルス感染症の再拡大を始め、新たな感染症や災害の発生に備え、学びの保障の観点から、多様で柔軟な対応が可能となるよう、学校における効果的なICTの活用が求められます。

(7) 生涯学習や社会教育施設・文化財の利活用に対する認識の変化

- 「人生100年時代」といわれる中で、一人一人が生涯にわたって活躍できる社会を実現するため、多様な学習機会の提供に加えて、必要に応じて学び直す「社会人の学び直し」が注目されています。また、自然環境と共生し、文化的・精神的な豊かさを実現できる持続可能な社会モデルへの転換を求める動きも強まっています。社会変化に対応し、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果をいかすことができる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要とされています。
- 社会教育施設は、地域の学習活動の拠点としての役割に加え、地域活動の拠点としての役割もますます期待されています。また、博物館においては、資料の保存・収集、調査研究、教育・普及といった本来的機能に加え、地域振興や観光、社会的包摂※1、福祉など地域の課題への対応や社会的役割が多様化しているとともに、「新しい生活様式」に取り組むことが必要となります。
- 人口減少と少子高齢化、自然災害は各地域に残る特色ある伝承文化や文化財を始めとする歴史文化遺産の継承にも大きな影響を及ぼしています。また、郷土に対する誇りや愛着の希薄化も懸念されています。そこで、学校教育との連携を更に充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことが求められています。

(用語解説)

※1 社会的包摂:社会的に弱い立場にある人々をも含め、全ての人々を構成員として包み込み、共に生きることができる社会を目指すもの。

2 国の動向等

(1) 感染症や災害等で学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について

令和3年2月、文部科学省より、各学校や設置者に対し、平常時からのICT環境の整備、活用推進とともに、非常時を想定したICT活用による自宅等での学習環境を整えるよう通知されました。

併せて感染症や災害発生等の非常時には、まずは地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえ、学校における感染リスクを可能な限り低減させ、安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開できるようにすることが通知されました。

(2) 持続可能な開発のための教育(ESD^{※1})に関する実施計画の策定

令和3年5月、文部科学省国際統括官付にて「第2期ESD国内実施計画」が改訂され、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方が初めて明確化され、ESD実現のため多様な利害関係者を巻き込む政策や取組について計画が示されました。また、学校全体の取組を進める管理職の教職員やESDに関する担当主事向けに、学校現場等での取組事例を織り交ぜた手引きの改訂が併せて行われました。

(3) 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。新計画では、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき点として、PDCA^{※2}サイクルを確立、十分に機能させることが重要とし、客観的な根拠を重視した政策立案を推進する体制を文部科学省に構築、データの収集・活用による改善に向けた体制を整備していくことが示されました。

令和元年12月の文部科学省の取組状況調査資料によると、客観的な根拠を重視したPDCAサイクルに関する取組について、教育振興基本計画に盛り込んでいる自治体の割合は、都道府県で約45%、指定都市で約35%、市区町村で約18%となっています。

(4) 幼稚園教育要領・学習指導要領^{※3}の改訂(平成29年3月改訂)

新幼稚園教育要領においては、育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が定義付けられるとともに、これらの資質・能力を踏まえた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)^{※4}が示されました。

新学習指導要領においては、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という新しい時代に必要と捉える三つの資質・能力の育成が重要視されています。

(用語解説)

※1 ESD:Education for Sustainable Development の略で持続可能な社会の創り手を育む教育。気候変動、生物多様性の喪失等の人類の開発活動に起因する様々な地球規模の問題に対し、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

※2 PDCAサイクル:事業の改善を図るためのマネジメント手法の一つ。継続的な業務見直しを行うための、「計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)」のサイクルを指す。

※3 幼稚園教育要領・学習指導要領:全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている教育課程の大綱的基準。

※4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿):小学校への接続を考え、2018年4月から施行された幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園終了の時の具体的な姿。子どもに対して、幼児期の終わり、小学校に入学する前に育ってほしい資質や能力をまとめたもの。

小学校3、4年生に外国語活動を、小学校5、6年生に外国語科を新設したこと、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付けたこと、社会に開かれた教育課程やカリキュラム・マネジメントの確立が大きな柱とされています。

また、小学校においては、プログラミング教育が必修となり、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、小・中を通じて充実させることとされています。

(5) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の改正

文部科学省では、近年の公立学校施設の深刻な老朽化や自然災害の頻発化、新型コロナウイルス感染症の発生、小学校35人以下学級の実施等の状況を踏まえ、令和3年4月に施設整備基本方針の改正を行いました。

これによると老朽化対策とともに自然災害や感染症から幼児児童生徒を守るための耐震対策、防災機能の強化や衛生環境の改善、さらに多様化する教育活動に柔軟に対応できる教室環境の整備、誰もが安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化などについて着実に進めていく必要があると示されています。

(6) 地域における文化財の総合的な保存・活用の促進

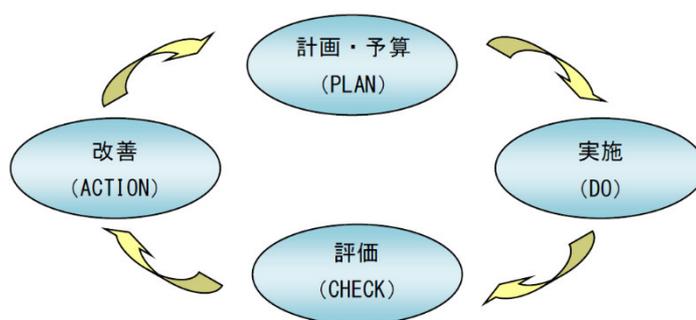
過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりにいかしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要です。平成31年4月に改正された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」においては、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るなど、文化財の保護だけでなく、活用についても重視する方向性が示されました。

3 第2期計画の取組状況と課題

(1) 第2期計画の進め方

第2期計画では、「やつしろの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり」を基本理念に、子どもも大人もみんなが糸をつむいでいこうにうまく関係し合い、生涯刺激し合いながら学習できる、ふるさと八代を目指し、5つの基本目標を掲げ、17の基本方針に基づき、施策の展開を図ってきました。ここには、恵まれた自然と豊かな歴史・文化を持つ八代に住む私たちの、強く頼もしい絆を結集して、ふるさと八代の未来を担う、心豊かな人づくりをしようという思いが込められています。

これらの施策の推進に当たっては、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や教育振興基本計画の進行状況をまとめた資料などを活用し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら本市の教育活動の向上に取り組んできました。



PDCA サイクルによる進行管理

(2) 第2期計画の取組状況と課題

第2期計画の各基本目標における代表的な施策を取り上げ、その取組状況と、前述した教育を取り巻く社会状況や国の動向などを踏まえた今後の課題を次頁以降に示します。

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

【取組状況】

- 幼児教育の充実及び確かな学力の育成においては、教育委員会の園訪問、学校訪問を実施し、教科等指導力向上及び学校・園経営全般に対する指導助言の充実を図りました。また、校内研修推進事業により、学校・園及び教員のニーズや課題に応じた指導・助言を行いました。
- 幼・保等、小、中連携については、「八代型小中一貫・連携教育」を実施し、八代市内全ての幼・小・中・特別支援学校で「やつしろスピリッツ」※1に取り組むとともに、各中学校区において特色ある連携事業を行いました。
- 英語教育の推進について、小学校では、2年間の先行実施と英語支援員のサポートにより小学校英語教育の早期化・教科化へのスムーズな移行につなげました。中学校においては、GTEC(外部検定試験)を活用し、生徒の学力向上と教師の授業改善に向けた取組を進めました。
- 不登校の未然防止の取組として、学校では異年齢(学年)交流、職場体験学習等、自己有用感を育む活動や集団づくりを行いました。また、休日明けの欠席や原因の不明確な欠席等がある場合は、早期に適切な支援を行うとともに「愛の1・2・3運動+1(プラスワン)」※2 や市独自で行っている「不登校対策やつしろプラン」※3の取組を充実させるなど、関係機関等と連携を図り、組織的な対応を行いました。
- 環境教育では、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、熊本県環境センターへの訪問ができない状況も発生しましたが、各校において環境モデル都市である水俣市の取組について学びを深めました。また、学校版環境ISO※4の取組では、令和2年度から年度当初に数値目標の設定や具体的内容の決定を行い、定期的に振り返るなど環境保全の取組が進んでいます。
- 健やかな体の育成については、体力推進校を指定し、体力向上に向けた具体的取組へ体力向上推進アドバイザー(大学教授)からの指導助言を行いました。また、推進校での取組を市体育主任研修会で実践発表をし、市内全学校への情報提供を行いました。
- 特別支援教育の推進については、学級数・在籍児童生徒数の全体的な増加に伴い、支援員の増員及び環境整備に努めるとともに、「八代市特別支援教育推進計画」の策定を行いました。また、特別支援教育コーディネーターを始め、担当する教職員の専門性の向上を目指し、研修の充実を図りました。

(用語解説)

- ※1 やつしろスピリッツ: 育ちと学びの土台となるもので次の三つの取組からなる。①自分からすすんであいさつをする②話す人の顔を見てしっかり話を聴く③靴のかかとを靴箱の手前のへりにそろえる。
- ※2 愛の1・2・3運動+1(プラスワン): 欠席の1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は学校全体で組織的な対応を進め、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との専門家と連携する、不登校の早期支援の取組。
- ※3 不登校対策やつしろプラン: 小・中学校の不登校を未然に防止するため、①自己有用感を育む集団づくり②チームで対応③中学校へのなめらかな接続といった三つの取組からなるプラン。
- ※4 学校版環境ISO: ISO14001(環境マネジメントシステム)に基づき、各学校が定めた環境についての宣言項目に沿って、児童生徒、教職員及び地域が一体となって取り組み、その実績を評価し、不十分などところを見直ししながら、継続的に環境を改善させていくためのプログラム。

【今後の課題】

- これまでの教育実践や研究の蓄積をいかしながら、幼児及び地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた特色ある園経営のより一層の充実を進めていく必要があります。
- 新学習指導要領の全面実施に伴い、新しい時代を見据え、自ら学び、考え、未来を切り拓いていく「考える力」の育成が求められています。令和3年度の全国学力・学習調査において、小学校の国語・算数は全国平均を上回っています。また、中学校の国語・数学は前回の令和元年度と比較すると伸びが見られるものの、全国平均をやや下回っている状況です。学力向上に向けて、教員一人一人の授業力の向上や1人1台タブレット端末の効果的な活用を行う必要があります。
- 中学校英語教育では、英検などの検定試験受験の促進と言語活動を中心とした授業の改善が必要です。
- 年々不登校児童生徒数が増加している状況にあります。令和2年度問題行動調査※1によれば、不登校児童生徒の半数以上が「無気力や不安」というものを理由に登校ができない状態にあります。令和2年度以降はコロナ禍によるストレスも一つの要因として考えられます。従来行ってきた取組に加え、近年の不登校児童生徒数の増加とその状況を踏まえた、更なる取組が必要です。
- 持続可能な開発のための教育(ESD)を推進するため、水俣への現地訪問や八代市環境センター(通称:エコイトやつしろ)の活用などにより、持続可能な社会の視点から、環境教育の取組をより一層進めていく必要があります。
- 中学校の部活動については、「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づき、社会体育へ移行していく方向です。国や県の動向を見ながら、地域部活動の運営管理の方法や運営を担う人材・指導者の確保、費用負担等について、今後の方向性等を検討していく必要があります。
- 特別支援教育支援員の配置については、各学校の要望に対して十分な配置ができていない状況にまでは至っていません。要望に少しでも応えるために、状況を十分に把握し、特別支援教育支援員を適正に配置していく必要があります。

(用語解説)

※1 問題行動調査:正式名称を「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」といい、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、また、不登校児童生徒への適切な個別支援につなげていくことを目的とし、文部科学省において毎年度実施される調査。

基本目標 2 学校・幼稚園の教育力を高めます

【取組状況】

- 市内全中学校区における「八代型小中一貫・連携教育」の推進のため、小・中学校教職員により協働体制を整備し、学習指導等の共通理解を図るとともに、児童生徒の実態を共有するなど、校区内の学校間の指導に一貫性をもたせ、発達段階に応じた取組を行いました。
- 教職員の長時間勤務を改善し、教職員の心身の健康保持促進やワーク・ライフ・バランスの充実等を目的とし、学校における働き方改革アクションプランを平成31年4月に策定しました。
- 学校・園のニーズを把握し、幼児児童生徒の学びを多面的にサポートする学校支援職員等を配置しました。その結果、教職員の時間的・精神的負担が減り、教職員が児童生徒に向き合う時間が増えた状況が見受けられました。インクルーシブ教育システム※1の構築に向けて、学校支援職員等は大きな役割を果たしたと考えられます。
- 学校のICT環境の整備のため、国の「GIGAスクール構想※2」に基づき、校内ネットワーク環境、児童生徒1人1台端末、その他必要な機器などを整備し、授業においてICTを活用できる環境が更に充実しました。
- 八代市立学校規模適正化基本計画(平成23年10月策定)に基づき、適正化の対象となる地域については、保護者や地域住民に丁寧な説明を行い、十分に意見を聞き、理解を得ながら進めてきました。令和2年4月1日の鏡西部小学校の鏡小学校への統合をもって第1次計画が完了しました。
- 学校の統廃合により、通学環境が厳しくなった児童及び特別支援学校における通学支援が必要な児童に対して、スクールバスの運行、公共交通機関の定期券購入補助、自転車購入補助を行いました。また、令和2年7月豪雨により公共交通機関を使用して通学できなくなった坂本町の児童生徒へのスクールバスによる支援を行うとともに、八代支援学校においては、新型コロナウイルス感染症対策として3密回避の観点から、令和3年3月よりスクールバスを増便して運行しています。
- 学校施設における天井材や照明器具等の非構造部材について、優先順位をつけながら計画的に落下防止対策等の耐震化を進めています。また、幼児児童生徒の熱中症対策として教室にエアコンを設置し、教育環境の改善を図りました。さらに、災害時の避難所としての機能の強化、充実を図るため、グラウンドなどに屋外の照明設置や段差解消、手すり設置等のバリアフリー化を行いました。
- 学校給食施設運営の効率化と、安全・安心な給食の提供の両立を目指し、現14施設それぞれの運営方法や施設の老朽化を踏まえ、今後の学校給食施設の在り方について、再編を含めた整備方針の検討を進め、令和4年2月に策定しました。

(用語解説)

※1 インクルーシブ教育システム:障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

※2 GIGAスクール構想:全国の児童生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、計画が前倒しされ、全小中学校への導入が2020年度にほぼ完了。

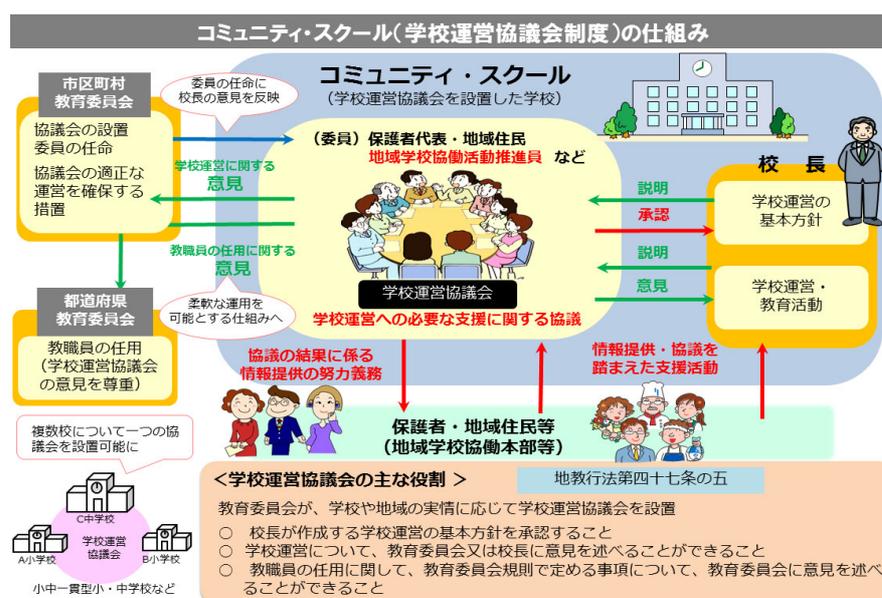
【今後の課題】

- 子どもたちを取り巻く環境の変化により学校の抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきています。今後、より一層保護者・地域と一体となった地域の特色ある学校づくりを推進していく必要があります。
- 教職員の業務効率化の推進のため、令和2年度から八代市立の全小・中・特別支援学校で校務支援システムが本格稼働しました。サービス管理や通知表、指導要録などの評価作業がシステムにより一元化され業務改善につながったものの、教職員が子どもたちと向き合う十分な時間を確保できるまでには至っていません。
- 幼児児童生徒の学びを多面的にサポートする学校支援職員等の配置については、各学校・園からの配置要望は年々増加傾向にあります。学校の実態を把握した上で、学校支援職員等を適正に配置するとともに支援員研修会等により更なる専門性の向上を図ることでより高い教育効果を狙う必要があります。
- 八代市立の全小・中・特別支援学校に1人1台タブレットの端末を配備し、令和3年度からは授業等での積極的・効果的な活用が重要となりました。ICT授業サポーターを令和3年度から10名に増員しましたが、今後更にその需要が高まることが考えられます。また、配置されたタブレット端末活用を推進する教職員を育成するために、タブレットパソコン活用研修を継続して行う必要があります。さらに、オンライン授業実施に向けた家庭でのインターネット環境の整備等様々な課題について検討・実施していく必要があります。
- 学校規模適正化の推進に関しては、第2次計画に先行して、八代市立幼稚園の規模適正化等に着手し、令和3年1月に八代市立幼稚園規模適正化等審議会を設置し、令和4年2月に答申を受けたところです。今後、答申を踏まえた八代市立幼稚園の在り方について検討を行っていくとともに、学校規模適正化基本計画の第2次計画の策定を行います。
- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨を教訓とし、防災教育の充実や実践的な避難訓練の実施などを通じて、いざというときに、自ら考え、自ら判断し、自ら安全な行動がとれる子どもを育成するため、防災教育を拡大、充実させていく必要があります。
- 学校施設については、安全・安心な教育環境を確保するため引き続き非構造部材の耐震化や老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。トイレ洋式化・バリアフリー化等の教育環境の改善に加え、災害時の避難所としての防災機能の一層の強化、充実が求められています。また、令和3年3月の法改正に伴い、小学校1クラスの上限が35人に段階的に引き下げられたことを踏まえ、今後教室数の確保が必要です。
- 学校給食施設については、令和3年度に決定した施設再編整備方針に従い、老朽化している施設の再編整備により学校給食衛生管理基準への対応、各施設の効率的な運営を図っていく必要があります。

基本目標3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

【取組状況】

- 令和2年度から八代市地域学校協働本部を設置し、地域や学校の実情に沿った地域学校協働活動を推進していくため、各学校に地域コーディネーターを配置し、学校や地域コーディネーターを側面的に支援するため、統括コーディネーター3名を配置、更に地域コーディネーターの取組状況や情報を共有するため、連絡調整会議を適宜開催するなど、推進体制を整備してきました。また、放課後子ども教室及び地域未来塾については、地域学校協働活動事業の一つとして位置付け、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちを支えていく体制に移行しました。
- 放課後子ども教室では、放課後の空き教室等を活用して子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに様々な体験活動・学習活動・交流活動を実施し、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しました。また、令和2年7月豪雨災害後、間借りする学校で再開した八竜小学校のスクールバス運行待ち時間における子どもたちの居場所づくりとして、臨時的放課後子ども教室を実施しました。
- 地域未来塾では、経済的な理由などにより、家庭での学習が困難である、学習習慣が十分身に付いていない、あるいは別室登校する中学生へ、塾の講師や教職員経験者等を学習支援員として配置し、週1～2日程度活動してきました。結果として、基礎学力の向上と生徒の心のケアにつながりました。
- 令和2年度から市内全ての学校・園において熊本版コミュニティ・スクール※1を導入し、併せて第二中学校(コミュニティ・スクール移行推進モデル校)及び八代支援学校はコミュニティ・スクール※2へ移行しました。令和3年度以降、順次その他の学校も移行しています。



(用語解説)

- ※1 熊本版コミュニティ・スクール:コミュニティ・スクールに指定されていない学校が主体的に、保護者と地域の方々が参加する協議会を設置し、各学校の教育課題等を共有し、その解決や改善に向けて、共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育に当たる仕組みのこと。
- ※2 コミュニティ・スクール:学校運営協議会を設置した学校です。学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

- 核家族化や少子化、地域における地縁的なつながりが希薄化する中、保護者の子育ての悩みに寄り添えるよう家庭教育学級※1の開設を促進するとともに親の学びプログラム※2の活用や子育て等に関する講座を開催し、家庭教育を支援しました。
- 地域世代間交流や市民の学習成果の発表の場として「まなびフェスタやつしろ」を開催し、社会教育団体と連携しながら、学校・家庭・地域が一緒に活動することで、地域における教育力の向上を図っています。

【今後の課題】

- 学校・家庭・地域、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の整備を進めるとともに、地域社会全体で子どもたちを育てる環境を整え、学校における働き方改革につながるような取組を推進していく必要があります。
- コミュニティ・スクールについては、今後、準備が整った学校・園から順次、熊本版から国版への移行を推進していく必要があります。
- 地域学校協働活動事業を継続し、充実させるためには運営スタッフの確保が課題であり、地域内の各種団体に働きかけ、指導力や活動意欲のある人材を確保していく必要があります。
- 家庭教育学級の未開設校(園)は48校(園)で未開設の割合は46.2%であることから開設促進を継続するとともに親の学びプログラムや子育て等に関する講座の充実を図り、家庭教育を支援していきます。



【放課後子ども教室】



【地域未来塾】

(用語解説)

- ※1 家庭教育学級:幼稚園・保育園、小学校などを拠点として、親同士が家庭における教育力向上のため、学びたいことを自ら企画し、計画的、持続的に行う活動。
- ※2 親の学びプログラム:家庭教育学級:家庭における教育力向上のため、保護者同士が子育てやしつけ、親の役割、子どもの心の理解などについて学び、悩みを話し合うなど、家庭教育に関する学習や意見交換の場。

基本目標4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

【取組状況】

- 八代市公民館を本市の生涯学習の拠点として位置付け、多様化、高度化する市民や地域の学習ニーズに対応した事業を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響でライフスタイルが大きく変化する中、公民館講座WEB版を配信するなど、コロナ禍でも開催できるように事業内容を検討するとともに、市民が「いつでも、どこでも」学ぶことができるよう取り組んでいます。
- 同和問題を始めとした様々な人権課題に対する啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、関係団体と連携を図りながら「八代地区人権同和教育・人権啓発研究集会」などに取り組んできました。
- 図書館は指定管理者へ運営を委託しており、子どもたちへの読み聞かせから大人向けのイベントまで、全館で定期的に行事を開催しています。また、令和2年度からは、ブックスタート事業^{※1}をスタートさせ、絵本のプレゼントとともに乳幼児期からの読み聞かせの大切さを伝えています。
- 博物館では、八代の歴史と文化に関する資料を調査研究、収集し、特別展覧会や常設展、企画展、講座・講演会等、多彩な取組を実施しています。また、児童生徒の学習の場、市民の文化芸術発表の場としての利用も定着してきました。ホームページ上で公開している麦島勝撮影写真デジタルアーカイブの利用も増加しています。
- 図書館や博物館など社会教育施設では、コロナ禍により、長期休館や講座の中止を余儀なくされましたが、ホームページを活用した情報発信を行うとともに、図書館では電子図書の充実、博物館では報告書の刊行、図録販売を通じて、学ぶ機会の提供に努めています。

【今後の課題】

- 校区公民館体制から八代市公民館一館体制への再編に伴い、校区公民館で行われていた地域の生涯学習が衰退することがないように、引き続きコミュニティセンターなどを活用しながら、生涯学習活動を推進していく必要があります。コロナ禍で集団活動や宿泊を伴う事業は開催が困難となっており、コロナ禍でも開催できるように事業内容を検討するとともに、デジタル・トランスフォーメーション^{※2}社会の実現に向けた生涯学習活動を推進する必要があります。
- 人生100年時代を見据え、生涯を通じて必要な知識・技能の習得ができるような生涯学習環境の整備が必要です。

(用語解説)

※1 ブックスタート事業:7 か月健診などの機会に、全ての赤ちゃんと保護者に絵本を贈り、親子で絵本を開く楽しさを「体験」してもらい、読むだけでなく、ゆっくりと心と触れ合わせる時間にしてもらうことを大事にした事業。

※2 デジタル・トランスフォーメーション:DXと略し、「デジタル変革」ともいわれており、デジタルサービスを使って人手のかかっていたサービスを自動化したり作業を効率化したりするのが「デジタル化」であり、DXはデジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組のこと。

- 市民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければなりません。実施に当たっては、生涯学習の視点に立って、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、取組を推進します。
- 図書館では、来館者や貸出し冊数など順調に推移していましたが、コロナ禍のため、休館を余儀なくされ、対面方式での読み聞かせなどに支障が出ています。本と触れ合う機会の大切さを伝える啓発方法の検討や、電子図書の充実・利用促進などが必要となっています。
- 博物館では、より多くの市民や幅広い世代の関心に対応するため、多彩な展示・普及活動を展開するとともに、周辺施設と連携し、相互の利用促進を図る必要があります。また、「新たな生活様式の実践」を踏まえ、今後はデジタル技術を活用した情報発信等に取り組む必要があります。
- 本市の社会教育施設には、築後30年以上を経過する図書館や博物館など、施設の整備・改修の時期を迎える施設が数多くあり、八代市公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)に基づく、適正な維持管理が必要です。



【八代市公民館】



【平成30年度秋季特別展覧会「ザ・家老」展】

基本目標5 郷土の歴史と文化財に親しめる環境を整えます

【取組状況】

- 本市に所在する文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、歴史及び文化をいかした地域づくりの在り方を示す八代市歴史文化基本構想を平成30年度に策定しました。
- 令和2年6月に「八代を創造した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～」のタイトルで本市の石造りの文化が日本遺産に認定されました。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や地域の文化財の保存継承と情報発信を行う施設として、「お祭りでんでん館（八代市民俗伝統芸能伝承館）」が令和3年7月に開館するなど、地域の多様な歴史文化遺産の保存継承と活用による交流人口の拡大を図る取組を始めています。
- 平成29年度以降、国登録有形文化財と県指定文化財がそれぞれ1件ずつ増加し、「八代海干拓遺跡」として国史跡指定を目指すなど、文化財保護の取組は進展しています。

【今後の課題】

- 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した文化財等について、それぞれの文化財所有者と連携して修復や保存活用の取組を進める必要があります。
- 指定文化財の適切な保護を図るとともに、八代市歴史文化基本構想に基づき多様な歴史文化遺産をいかした地域づくりを進める必要があります。

【市内指定文化財等件数(令和3年4月1日現在)】

指定別	区分 種別	有形文化財(重要美術品含む)								民俗文化財		記念物			合計	
		建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸品	考古	歴史資料	有形	無形	史跡	名勝		天然
国指定文化財		2	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	1	3	0	11
県指定文化財		1	0	3	0	0	7	6	0	0	1	2	6	0	2	28
市指定文化財		40	2	5	1	0	11	19	16	9	6	24	53	1	8	195
国登録文化財		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
計		49	2	9	1	0	20	26	16	9	7	27	60	4	10	240



【お祭りでんでん館(八代市民俗伝統芸能伝承館)】

第3章 基本理念

やしらの 絆でつむぐ 心豊かな人づくり

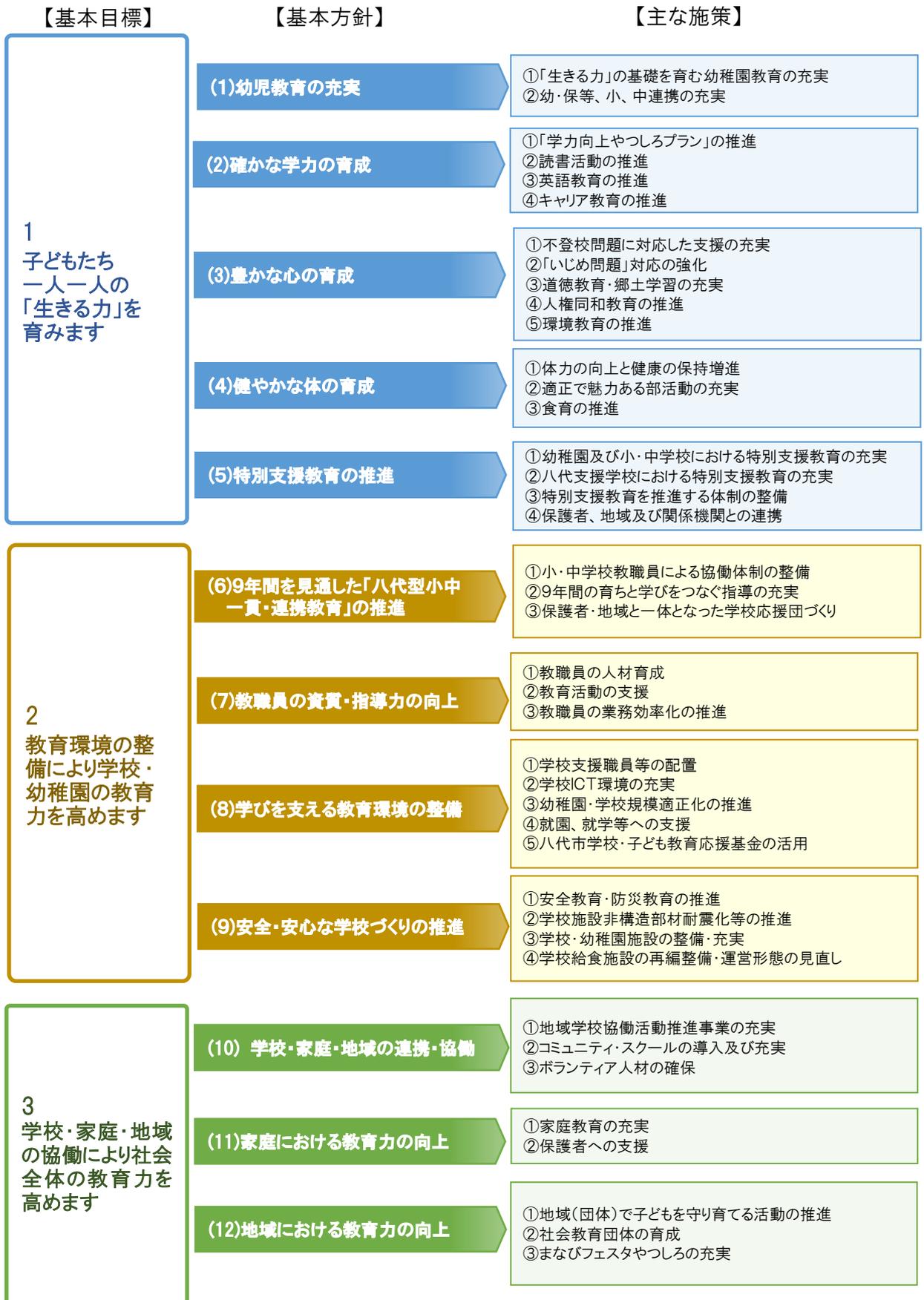
球磨川、氷川、八代海、八代平野、九州山地などの恵まれた自然と、市内各地に残された歴史や、人々の生活に根付いた伝統的な文化を合わせもつ、ここ八代に住む私たちの、強く頼もしい絆を結集して、ふるさと八代の未来を担う、心豊かな人づくりをしようという思いを込めました。「心豊かな人」とは、「思いやりのある人」、「命を大切にする人」に育ててほしいという市民の希望を反映したものです。

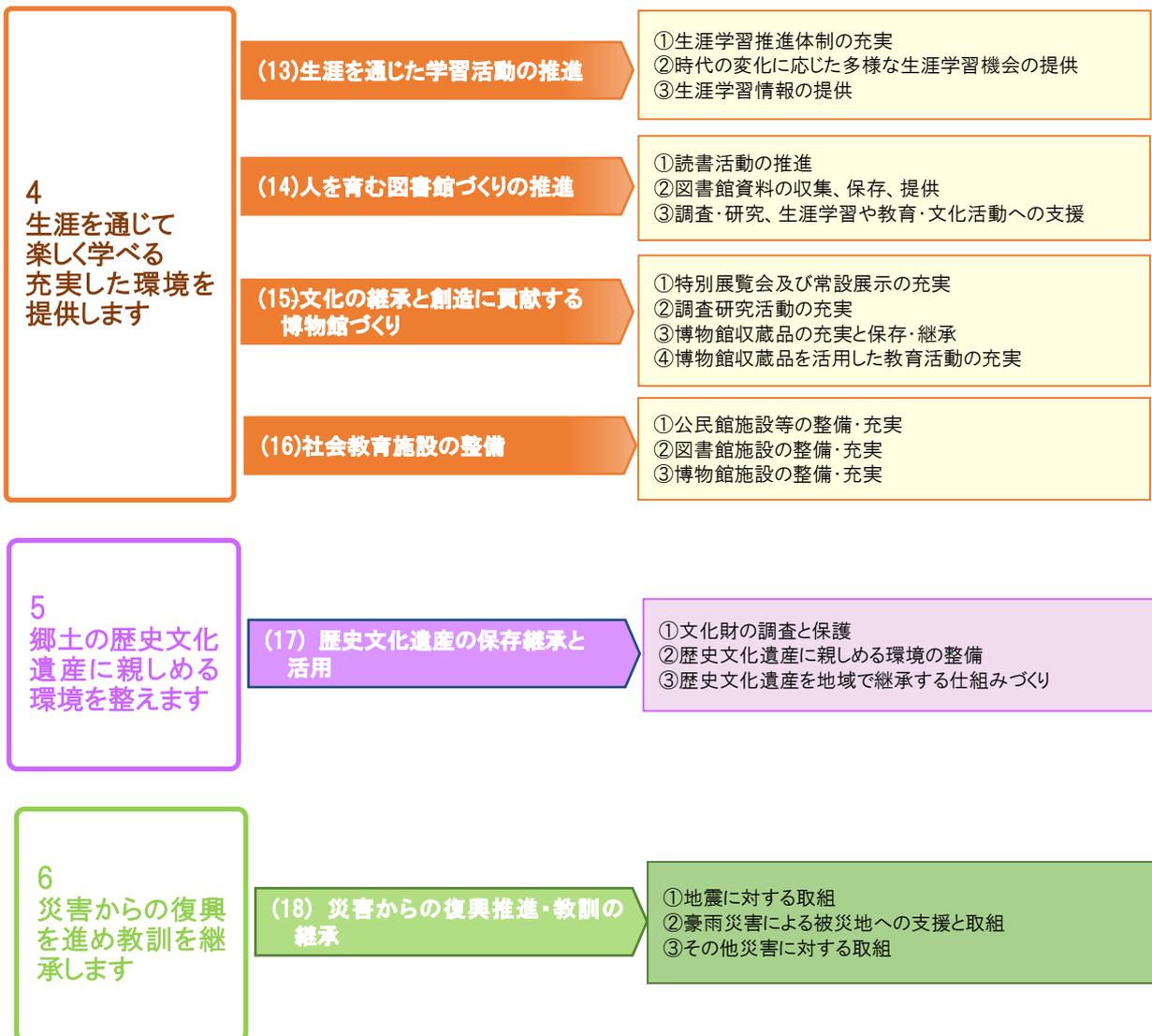
八代に住む全ての年代の人々の縦のつながり、そして、学校・家庭・地域という横のつながり、さらには、それ以外の立場の人たちとともに、子どもも大人もみんなで糸をつむぐように、互いに関係し合い、刺激し合いながら生涯を通して学習できる、持続可能な地域社会、ふるさと八代を目指します。

施策の体系図

【基本理念】

やっしらの
絆でつむぐ
心豊かな人づくり





第4章 基本目標

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

学校教育においては、次代を担う子どもたちが、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするために、本市では、一人一人の子どもに応じた、きめ細かな、魅力ある教育を推進し、子どもたちの資質や能力を伸ばし、「生きる力」を育てていきます。

基本目標2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます

全ての学校・幼稚園において、安全・安心で、質の高い教育環境を整備することに加え、教職員の資質・指導力向上のため、更に支援することが必要です。本市では、校長・園長のリーダーシップの下、学校力・教師力・連携力を高め、「チームとしての学校づくり」「信頼され開かれた幼稚園づくり」に努めます。そして、義務教育9年間を見通した「八代型小中一貫・連携教育」を推進し、子どもの育ちと学びの連続性の確保を図ります。

基本目標3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

幅広い地域住民等の参画により、学校と家庭、地域が連携・協働して、地域社会で未来を担う子どもたちの成長を支え、「地域の子どもは地域で守り育てる」気運を高めるとともに、家庭や地域における教育力の向上を図ります。子どもたちの学習を支援する人材の育成や確保を図ります。

基本目標4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいをもって暮らしていくため、一人一人の意思によって、自分に適した手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることができる学習環境を提供します。

基本目標5 郷土の歴史文化遺産に親しめる環境を整えます

郷土の歴史への理解と歴史文化遺産の保存継承の取組が、学校教育や社会教育に有効活用されることで、自分の住む地域への愛着と誇りをもって暮らせるような環境づくりを進めます。

基本目標6 災害からの復興を進め教訓を継承します

令和2年7月豪雨からの復興を推進するとともに、近年増加傾向にある自然災害に備え、防災教育への理解を深め、災害から得た教訓を次の世代に継承していくための取組を進めていきます。

前頁で掲げた基本目標を達成するために、次の新型コロナウイルス感染症等への対応を前提にしながら、教育に関する施策を行います。

新型コロナウイルス等の感染症への対応

新たな新型コロナウイルス株の出現など、今後の感染収束が未知数であることや、新たな感染症のまん延に備え、感染拡大防止と教育活動の両立のために次のことを行います。

1 新しい生活様式の実践

- 三つの密(密閉・密集・密接)になりやすいスクールバスについては、学校での感染状況を確認しながら、スクールバスの増便などを検討します。
- 学校・幼稚園では、子どもたちに、手洗い、マスク着用など自分や周囲の人を守るための安全教育を実施します。また、ほとんどの幼児児童生徒の感染経路が家庭内感染であることから、保護者に対しても感染予防対策の注意喚起を行います。
- 社会教育施設や学校教育施設では、CO₂センサーの使用等により、換気状況の把握に努め、徹底した換気(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など)を行うとともに、施設使用後の消毒を実施します。
- 市民の生命及び健康を守るため、人との接触を軽減するよう、デジタル技術を用いたオンライン等の活用や人数を制限した研修及びイベントを実施します。

2 コロナ禍における教育活動の円滑な推進

- 教職員一人一人が感染症等に関する正しい知識を基に、幼児児童生徒の発達段階に応じて適切かつ日常的に指導するとともに、偏見や差別を未然に防ぎ、心身のケアに努めます。
- 学校で新型コロナウイルスの感染者が出た場合、直ちに感染者の行動履歴を把握し、施設の消毒を実施するとともに、PCR検査対象以外の人にも必要に応じ抗原検査が受けられる体制を整え、感染拡大を防ぎます。
- 学校の臨時休業や感染不安等で学校を休んでいる児童生徒にも対応できるよう、オンライン授業の実施などICTを活用した学習を行うため、EdTech推進計画^{※1}に基づき、環境整備を推進します。

(用語解説)

※1 EdTech: Education(エデュケーション)と Technology(テクノロジー)を組み合わせた造語であり、教育分野にテクノロジーの力を入れることで変革をもたらすことを意味する。

第5章 基本方針・主な施策

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

基本方針1 幼児教育の充実

子どもたちが「生きる力」の基礎を身に付け、たくましく心豊かに育つために、幼児期の終わりまでに目指す子どもの姿を明確にし、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校の連携を深め、交流を通しながら健やかに育つ環境づくりを目指します。

■ 基本的考え方

幼児期における教育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。遊びや生活の中で、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになるという豊かな体験をすること、また、それらの気付きやできるようになったことなどをもとに、発展的に考え、試し、工夫し、表現するなど、よりよい生活を営むための資質や能力を育成することが必要です。

遊びや生活の環境を工夫し、子どもたちが身近な人やもの、事象などの様々な環境に関わり、充実感や満足感を味わうことのできる教育を行います。また、一人一人の発達の特性に応じた幼児教育の推進を図ります。

■ 主な施策

(1) 「生きる力」の基礎を育む幼稚園教育の充実

- ①一人一人の発達の特性に応じた幼児教育の推進を図り、学びの基礎を育成するため、職員の専門性の向上を図り、幼児期にふさわしい園生活を展開します。
- ②遊びや生活を通して人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心などを育てるとともに、豊かな感性を磨き、表現力を育てるために、絵本や物語、絵や音楽などに興味や関心をもつような環境づくりを進めます。
- ③全身を使って遊ぶ体験を通して、体の諸機能の発達を促す環境を整えるとともに、食事の大切さを感じさせ、家庭と協力しながら望ましい食習慣を育成するための給食指導を行い、健やかな心と体を育成します。

「生きる力」
とは

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。変化の激しいこれからの社会を生きるために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。



(2) 幼・保等、小、中連携の充実

- ①子どもの発達や学びの連続性を考慮した幼・保等、小、中の連携カリキュラムを作成し、子ども同士の交流や職員同士の連携を行います。
- ②幼、小の教職員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)を共有するなど小学校教育との円滑な接続を図ります。
- ③幼稚園教育要領に基づき幼児期の教育・保育、地域の子育て支援及び質の向上を進めます。

■ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)

- 1 健康な心と体
- 2 自立心
- 3 協同性
- 4 道徳性・規範意識の芽生え
- 5 社会生活との関わり
- 6 思考力の芽生え
- 7 自然との関わり・生命尊重
- 8 数量・図形、文字等への関心・感覚
- 9 言葉による伝え合い
- 10 豊かな感性と表現



【友達と一緒に砂遊び(幼稚園)】



【中学校と幼稚園の交流】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
研究テーマを設定し、計画的に園内研修を実施し、教育・保育内容の工夫改善に努めた幼稚園の割合(%)	100	100	100 を維持
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」やスタートカリキュラム等を小学校と共有した幼稚園の割合(%)	—	50	100

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

基本方針2 確かな学力の育成

子どもたちの学力向上に向けた全市共通の取組として、「学力向上やつしるプラン」の「学びの環境づくり・わかる授業づくり・学びの習慣づくり」を柱として、育成を目指す資質・能力を明確化し、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養に努めます。

■ 基本的考え方

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって自ら学び続けるようにするとともに、情報教育やキャリア教育※1など今日的教育課題に対応した教育を推進します。

また、GIGAスクール構想※2によって整備された1人1台タブレット端末等のICTを日常的かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」「協働的な学び」を充実させます。

さらに、グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で生きていくことができるよう、異文化を理解する資質や能力、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、主体性、チャレンジ精神、リーダーシップなどを培う取組を進めます。

また、子どもたちが夢や目標をもち、その実現に向かって進んでいく力(キャリアプランニング能力)を始め、自己理解・自己管理能力など社会的自立に必要な能力の育成に向けて取り組みます。

■ 主な施策

(1) 「学力向上やつしるプラン」の推進

- ①いじめや不登校の未然防止に関する各種アンケート調査等をいかながら支え合う集団をつくり、学習規律の定着を図るなど学習環境を整え、学びの環境づくりを進めます。
- ②一人一人に応じた指導を行うとともに、授業のねらいを明確化し、子どもたちが主体的に取り組む授業、子ども同士の学び合いのある授業を展開します。また、児童生徒1人1台のタブレット端末を効果的に活用した授業を展開し、分かる授業づくりを進めます。
- ③学年や個に応じた家庭学習の内容や学び方などを家庭と共有し、子どもたちの学びの習慣づくりを進めます。

(用語解説)

※1 キャリア教育:児童生徒の社会的、職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育てることを通して、自らの目指す姿の実現を促す教育のこと。

※2(再掲) GIGAスクール構想:全国の児童生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、計画が前倒しされ、全小中学校への導入が2020年度にほぼ完了。

(2) 読書活動の推進

- ①各学校に学校図書館支援員を配置し、図書館教育主任及び司書教諭と連携しながら、読書活動の推進及び環境整備に努めます。また、「ハッピーブック運動※1」の更なる充実に向けて、子どもたちが本に親しむ環境づくりに努めます。

(3) 英語教育の推進

- ①「子どもが英語に親しむ環境づくり」を柱として、ALT※2等を効果的に活用した授業とともにチャレンジングリッシュ※3の実施などを通して、子どもが英語に触れる機会を増やします。
- ②「幼稚園・小・中学校における英語教育の充実」を柱として、早期から段階に応じて英語に親しむ取組として、幼稚園・小学校低学年にもALTを派遣し、国際理解教育を通して異文化への興味・関心を高めます。また、小・中学校におけるALTとのチーム・ティーチング※4によって、教職員の指導力向上に向けた取組を推進します。

(4) キャリア教育の推進

- ①子どもたちの社会的・職業的自立に向け、継続的かつ組織的・系統的な「キャリア教育」を推進します。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
熊本県全国学力・学習状況調査結果における標準スコア(上段:小、下段:中)(平均値=50)	50.0	50.7	52.5
	48.1	48.8	51.0
目標読書冊数を達成した児童生徒の割合(上段:小、下段:中)(%)	67.0	65	69
	33.3	35	39
中学3年における英検3級相当を取得した割合(%)	18	15	44
キャリア・パスポート※5を活用している学校の割合(%)	—	100	100を維持

(用語解説)

- ※1 ハッピーブック運動:読書活動の推進により、小中学生の学力の向上や、豊かな心の育成、人格形成の支援を行っていくことで、郷土を拓く人材を育成し、本市の発展に寄与することを目的とする。各学年での目標読書冊数を読破していく取組。
- ※2 ALT:Assistant Language Teacherの略で、英語指導助手のこと。担当教職員の指導の下、英語の授業の補助を行う。
- ※3 チャレンジングリッシュ:八代市立学校に勤務する全てのALTが企画・運営を行い、小学生がALTや他の小学校の児童とともに英語でゲームやものづくりなど様々な活動を楽しむ取組のこと。
- ※4 チーム・ティーチング:複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育の評価などに協力してあたること。
- ※5 キャリア・パスポート:児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された記録のこと。

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

基本方針3 豊かな心の育成

人権尊重の精神に立った学校・幼稚園づくりを基本に、重要課題であるいじめ・不登校の未然防止と解消を目指して、子どもたちの自己肯定感※1を高め、お互いに認め合い支え合う集団の中で、命を大切に作る心や思いやりの心、規範意識など、豊かな心を育む「心の教育」を充実します。

■ 基本的考え方

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に作る心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神、郷土を愛する心、環境保全や環境問題に意欲的に関わろうとする態度など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要です。

子どもたちが、よりよい人間関係を築き、思いやりをもって周囲の人々に接することができるようにしていくために、「心の教育」の一層の充実を図り、その実践を積み重ねていくことが必要です。また、全ての学校で人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開する「人権尊重の精神に立った学校・幼稚園づくり」を推進することが重要です。

【不登校児童生徒の割合の推移】

	H30	R1	R2
小学校	0.56%	1.12%	1.23%
中学校	4.24%	5.71%	6.15%

■ 主な施策

(1) 不登校問題に対応した支援の充実

- ①子どもたちが「自分が必要とされている」と感じることができる集団づくり、教職員がチームで対応する不登校対策委員会等の体制づくりをするとともに、子どもの個性や背景、今の心のありようを把握する調査の実施や学校支援職員の配置の充実に努め、不登校の未然防止対策を推進します。
- ②不登校児童生徒に対して八代市適応指導教室(くま川教室)の活用・充実を引き続き行うことで、不登校の解消を目指すとともに、ICT活用による学びの機会提供や居場所づくりを支援します。
- ③児童生徒、保護者及び学校関係者の不安や悩みに対して、学校や子ども支援相談室が、他の公的機関や民間施設、医療機関等と連携を図りながら相談に応じ、いじめ・不登校等の問題解決に向けて支援します。
- ④従前の「不登校対策やつしるプラン」の学校での共通実践に加え、市長部局との連携による福祉・保健・医療等のネットワークづくりについて検討を行います。八代圏域で協議し、決定した共通実践事項「一人一人に寄り添う言葉かけを」に取り組むことにより、子どもたちが楽しいと思える学校づくりを進めます。

(用語解説)

※1 自己肯定感：、自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉

- ⑤別室登校生徒への学習機会の提供や居場所づくりとして、地域学校協働活動の一つである「地域未来塾」の活用・充実を行い、学習及び教育相談を支援します。

(2) 「いじめ問題」対応の強化

- ①「命を大切にできる心」を育む教育の一層の充実を目指して、いじめ問題に関する教職員研修等を開催し、子どものSOSに気付く校内体制を確立します。
- ②「生徒指導充実月間」及び「命を守る月間」の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に努めます。
- ③更なる情報化の進展を見据え、SNS※1等が社会の中で果たす役割や影響、個人の責任等について学ぶ、情報モラル教育の充実を図ります。

(3) 道徳教育・郷土学習の充実

- ①発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図り、全体計画、年間指導計画の見直しを行い、道徳教育の推進体制を充実し、教職員と子ども及び子ども相互の人間関係を深めるとともに、「特別の教科 道徳」の充実を図ります。
- ②郷土八代の恵まれた自然や伝統ある歴史・文化に触れ、体験することを通して、郷土を大切にできる心や態度を育むとともに、その価値を継承し、新たな文化を創造していこうとする態度の育成を図ります。

(4) 人権同和教育の推進

- ①同和問題を始めとする様々な人権問題についての基本的認識を深め、教職員の実践的指導力を高めるために、人権同和教育に関する各種研修会への教職員の参加体制の整備を行います。
- ②八代地域で定められている毎月11日の「人権を確かめあう日」には、各学校・園で研修・啓発を行います。また、学校・園で人権集会等を行うことにより、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図ります。
- ③人権同和教育・啓発の実践活動となる「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」を通して、子どもから大人まで、全ての人の人権意識の高揚を図ります。

(5) 環境教育の推進

- ①小学校5年生を対象に水俣への現地訪問（「水俣に学ぶ肥後っ子教室」）を実施し、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度の育成を図ります。
- ②「学校版環境ISO」の取組として、児童生徒が自ら考えて行動することで、環境に優しい心を育むとともに、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度の育成を図ります。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
全児童・生徒のうち新規不登校児童・生徒の占める割合(%)	1.1	1.4	1.2
いじめの解消した割合(%)	95.7	99.5	100

(用語解説)

※1 SNS: Social Networking Service の略で、インターネットのネットワークを通じて人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのこと。フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムが有名。

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

基本方針4 健やかな体の育成

子どもたちが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力ある生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣を始めとする生活習慣の改善、関係機関との連携による健康教育を推進します。

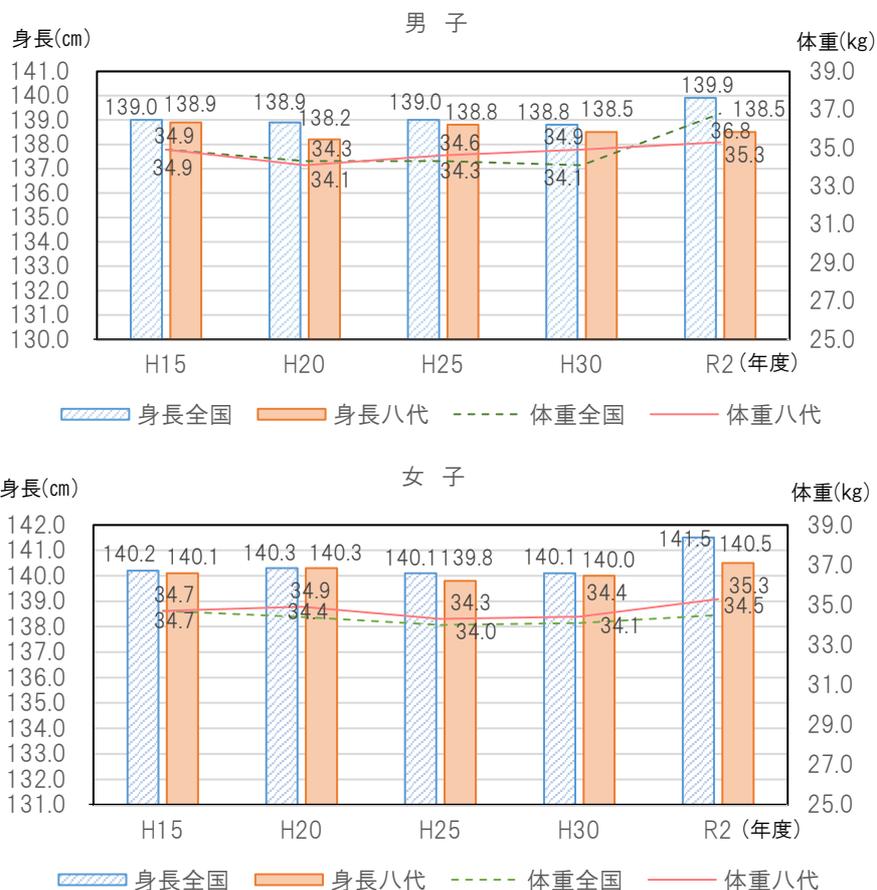
■ 基本的考え方

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るため、生涯を通じて運動に親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成することが重要です。そこで、本市では自らの健康や体力に関心をもち、進んで健康維持と体力向上に努める子どもを育てます。

適正で魅力ある「八代っ子クラブ※1」及び部活動を展開するためには地域人材の活用を図るとともに、発達段階に応じた適切な活動を行うことが大切です。

また、子どもたちが健康な心身を育むには、望ましい食習慣の形成を図ることが重要であるため、家庭・地域と連携し栄養、食材、調理、食品衛生などに関する知識と技術を身に付けさせる必要があります。

【身長・体重年次推移(10歳)】



(用語解説)

※1 八代っ子クラブ: 児童のスポーツ・文化活動による心身の健全育成を主たる目的とし、これまで学校を中心に行われてきた八代市の部活動のよさを残しつつ、地域が中心となって活動を行っていく八代市方式の社会体育クラブのこと。

■主な施策

(1) 体力の向上と健康の保持増進

- ①体育・保健体育の授業の指導を工夫・改善するとともに、地域や家庭と連携し、教育活動全体を通じて子どもたちの体力の向上及び健康の保持増進に努めます。
- ②学校保健安全法に基づく定期健康診断において、学校と家庭が連携し、診断後の治療の徹底を図ります。

(2) 適正で魅力ある部活動の充実

- ①中学校部活動の運営においては、中学校部活動の指針「はばたけ、八代っ子」を順守し、学校や地域の特色をいかした適正で魅力ある部活動を推進します。
- ②中学校部活動の在り方について、中学校部活動改革検討委員会を立ち上げ、令和5年度からの休日における部活動の段階的な地域移行に向けて、持続可能な部活動を目指します。

(3) 食育の推進

- ①学校・家庭・地域、関係機関が連携した食に関する指導を工夫するとともに、子どもたちの教育活動に「食」の意義や重要性を位置付け、食育推進校の取組を各学校で共有しながら、発達段階に応じた取組を推進し、子どもたちの日常生活における実践力の育成に努めます。
- ②子どもたちの実態を把握しながら、給食の時間を核として、食に関わる人々や地域とのつながりを大切にし、食べる楽しさを実感するとともに、感謝の心を育む生きた教材としての学校給食の充実を図ります。
- ③食物アレルギーを有する子どもへの理解を深め、学校における食の安全・安心を確保するため、関係機関と連携を図り、更なる推進に努めます。



【高校生と小学生の交流体験活動 オクラの定植】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における 全国平均以上の種目数 (上段：小学5年生、下段：中学2年生)	10	—	16
	7	—	18

基本目標1 子どもたち一人一人の「生きる力」を育みます

基本方針5 特別支援教育の推進

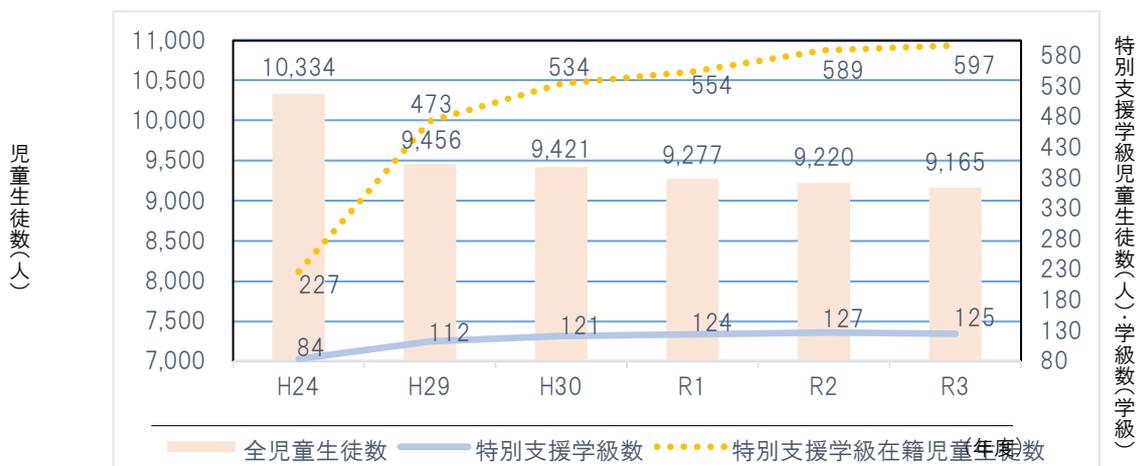
障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習の困難を改善し、又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行います。

■ 基本的考え方

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※1構築の理念に基づき、障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据えて、その能力を十分に伸ばす指導を行います。

「八代市特別支援教育推進計画」(令和2年3月策定)を踏まえた教職員の専門性を高める研修機会の充実、推進体制の充実等を図り、早期から一貫して、支援の必要な子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育を目指します。

【特別支援学級における児童生徒数及び学級数の推移】



■ 主な施策

(1) 幼稚園及び小・中学校における特別支援教育の充実

- ①通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援については、学校・園全体で特別支援教育に取り組む体制の構築や、「個別の教育支援計画」等の作成・活用の推進、校内研修の充実、関係機関との情報共有や連携強化に取り組めます。
- ②特別支援学級に在籍する児童生徒への指導や支援については、担当教員の専門性向上を図るほか、経験の少ない教員へのサポート体制の整備、知識・技能を育む教育を推進します。
- ③通級による指導を受ける児童生徒への指導や支援については、担当教員の自立活動の指導に関する専門性向上を図り、「個別の教育支援計画」等を活用した指導等の充実に向けた取組を進めます。

(用語解説)

※1(再掲)インクルーシブ教育システム:障がいの有無にかかわらず、全ての子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

- ④支援が必要な児童生徒の個々の状況を十分に把握し、特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。

(2) 八代支援学校における特別支援教育の充実

- ①八代支援学校における特別支援学校教諭免許状所有率の向上を図るとともに、研修の機会や質の充実を図ります。
- ②看護師配置の在り方の検討を進めるほか、医療的ケアの実施体制の整備や八代支援学校のノウハウを生かした小・中学校等への支援を進めます。
- ③障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくため、八代支援学校が教育上の高い専門性をいかしながら市内の小・中学校等を積極的に支援し、センター的機能を発揮していきます。

(3) 特別支援教育を推進する体制の整備

- ①特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の能力や可能性を伸ばし、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、関係者で構成する特別支援連携協議会を設置し、総合的な支援体制の整備を目指します。また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を専門家チームや巡回相談員と連携しながら推進します。
- ②八代市教育サポートセンターで「特別支援教育相談事業」を実施しており、各学校・園からの要請・依頼に応じて、「特別支援教育アドバイザー」が学校・園を訪問し、助言や援助を行います。
- ③関係機関と連携のもとに、早期から就学相談や教育相談を受けられる体制の充実を目指します。
- ④通常学級と特別支援学級や八代支援学校との交流や共同学習を推進します。また、幼児児童生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実を図る観点から、ICT環境の整備と効果的な活用を推進します。

(4) 保護者、地域及び関係機関との連携

- ①保護者等に対する特別支援教育就学説明会の開催や、八代市PTA連絡協議会との教育懇談会、各学校のPTA総会及び各園の後援会総会において、特別支援教育に関する資料を配付するなど、保護者や地域等に、特別支援教育の理解促進につながる機会を設けます。
- ②障がいのある児童生徒等や家族が安心して過ごせる環境をつくれます。教職員が必要に応じて情報提供できるよう、関係機関との連携を強化します。また、個別の教育支援計画の活用促進により、適切な教育的支援の共有を図ります。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
配慮を要する児童生徒において個別の教育支援計画が作成された割合(%) (上段:通常学級、下段:特別支援学級)	64	70	80
	100	100	100 を維持
個別の教育支援計画の引継ぎが行われた割合(%)	100	100	100 を維持

基本目標 2 学校環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます

基本方針 6 9年間を見通した「八代型小中一貫・連携教育」の推進

子どもたちの心身の発達に応じた適切な指導の在り方として、より多くの効果が期待できる「八代型小中一貫・連携教育」を全ての小・中学校で推進します。義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い「生きる力」を育み、家庭・地域と一体となった推進を目指します。

■ 基本的考え方

「八代型小中一貫・連携教育」の定義は、「子どもたちの『生きる力』を育むため、義務教育9年間を見通した小中共通の目標(めざす子ども像等)、指導内容及び指導方法等を共有し、中学校区の実態に応じて、小中相互に連携・交流し合いながら、育ちと学びの連続性を図る教育」です。

この定義に基づき「全中学校区共通7つの取組～『やつしろスピリッツ』を基盤として～」を推進していきます。

■ 全中学校区共通7つの取組

- 1 グランドデザインを策定し、「めざす子ども像」を明らかにして推進します。
- 2 全市小中学校で連携コーディネーターを位置付け、推進の充実を目指します。
- 3 「推進委員会」を組織して、合同研修会や専門部会等の計画立案を行い、改善しながら推進します。
- 4 「先生をつなぐ取組」を実施します。
 - 小中合同研修会
 - 相互乗り入れ授業の推進
 - 情報交換会
- 5 「子どもをつなぐ取組」を実施します。
 - 小中合同行事
 - 小学校高学年による中学校体験活動
 - 児童会、生徒会の交流活動
- 6 「地域とつなぐ取組」を実施します。
 - 情報発信 [連携だより・学校だより・啓発リーフレット]
 - 小中連携PTA活動
 - 住民自治との連携
- 7 9年間を見通して「3つの年間計画」を作成します。
 - 小中一貫・連携カリキュラム
 - 学習、生活、家庭学習指導計画(各手引き等も含む)
 - 人権同和教育指導計画

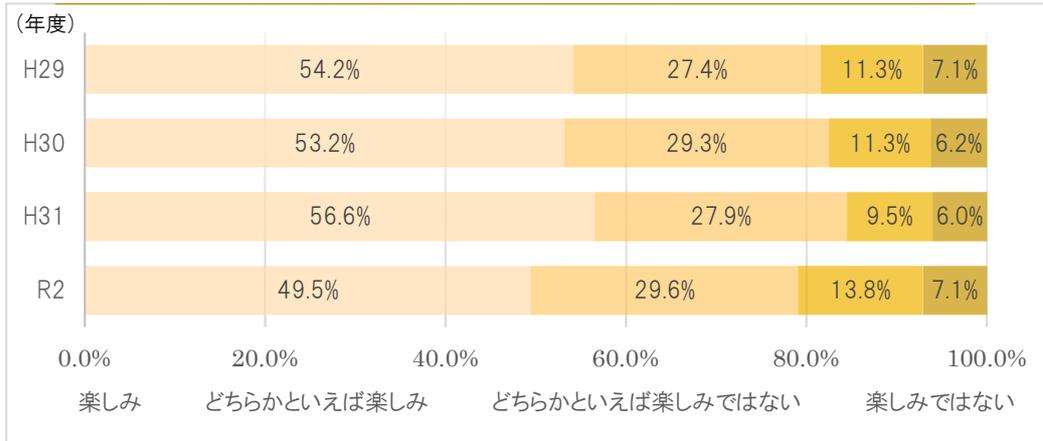
【やつしろスピリッツ】



+

- 各中学校区の特徴ある取組
(学校と地域の強みを生かして)

【「八代型小中一貫・連携教育」に係る意識調査設問「中学生になるのが楽しみですか」集計 小学校6年生】



■ 主な施策

(1) 小・中学校教職員による協働体制の整備

- ①小・中学校の教職員がお互いの教育の在り方及びつながりを理解し合い、相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、協働によるきめ細かな指導を充実し、学力の向上及び学校生活への適応力の向上を図ります。

(2) 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実

- ①義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育みます。

(3) 保護者・地域と一体となった学校応援団づくり

- ①学校・家庭・地域の連携・協働体制の定着により、保護者や地域と一体となった教育環境づくりを推進し、地域の特色をいかした教育活動を展開するとともに、その地域ならではの特色ある学校づくりを進めます。



【中学生と小学生の交流】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
「中学生になるのは楽しみですか」項目の割合(%)	84.5	81.4	85

基本目標 2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます

基本方針 7 教職員の資質・指導力の向上

子どもたちと向き合う時間の確保に努めるとともに、子どもたちの「生きる力」を育むために、管理職のリーダーシップの下、組織力の向上を図り、研修の充実などにより教職員の資質・指導力の向上を図ります。

■ 基本的考え方

教職員には、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質向上に努めることが求められています。

このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に資するよう、人材育成及び教育現場における様々な支援を行います。

あわせて、「学校における働き方改革アクションプラン」の実施により、教職員が子どもたちと向き合う時間を生み出し、より質の高い教育活動を展開するために、教職員の業務の効率化に取り組みます。



【八代市情報教育研修会(タブレットパソコン活用研修会)】

■ 主な施策

(1) 教職員の人材育成

- ①教職員がタブレット端末や電子黒板などのICT機器を活用して子どもたちの興味を引きつけ、分かりやすい授業を行うとともに、児童生徒一人一人が学習の状況に応じてタブレット端末を活用できるように、指導技術及び授業構想力の向上に取り組みます。
- ②学校訪問や校内研修推進事業で、学校・園経営への助言を行ったり、授業方法の指導を行ったりすることで、教職員の資質の向上を図り、組織力・授業力の向上に努めます。
- ③学力向上や不登校の未然防止など教育課題対応型の研究活動を行い、所属校において指導力を発揮できる人材の育成を目指します。

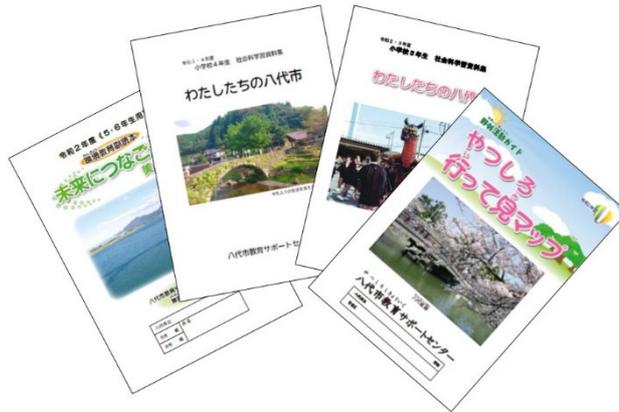
④若手教職員の人材育成のための研修会を行うことで、次世代を担う教職員の資質・指導力の向上を図ります。

(2) 教育活動の支援

- ①教育サポート事業により、教育サポーターが学校経営や授業の進め方等へのアドバイスを行い、組織力・授業力の向上及び教職員の資質向上を図ります。
- ②今日的課題の調査や研究を通して課題改善を図るため、研究部会を設置し、その成果を八代市内の学校へ発信することで、教職員の指導力の向上に寄与します。
- ③研究部会事業により作成した副読本の活用推進を図り、教職員の授業力の向上を図ります。

(3) 教職員の業務効率化の推進

- ①「学校における働き方改革アクションプラン」の実施により、教職員が子どもたちと向き合う時間を生み出し、より質の高い教育活動を展開するため、学校行事や会議・研修等の精選、業務のデジタル化の推進等に取り組み、教職員の業務の効率化を図ります。



【教育サポートセンター研究部会作成の副読本(令和3年度よりデータにて配付)】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
勤務時間外在校等時間が月45時間以上の教職員の割合(%)	37.3	37.1	0%に向け前年度より減少
「昨年度と比べ、子供たちと向き合う時間が増えたと思う」と回答した教職員の割合(%)	35.0	37.0	80%に向け前年度より増加

基本目標 2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます

基本方針 8 学びを支える教育環境の整備

教育効果を高めるため、学びを支える人的環境やICT環境の更なる充実を図ります。本市における「学校規模適正化基本方針」(平成23年1月策定)に基づき、それぞれの地域特性を考慮し、望ましい教育環境の整備を推進します。

■ 基本的考え方

少子高齢化や高度情報化、グローバル化が進行し、格差の再生産や固定化が懸念されるなど、多様で変化の大きい社会における教育的ニーズに対応し、教育効果を高めるため、教育環境を整備し、教育活動を支援する取組を充実する必要があります。

子どもたちに等しく望ましい教育を受ける機会を提供するため、学校規模適正化を進めるとともに、学校支援職員等の配置、ICT環境の充実等、質の高い学習環境の整備を推進します。

また、経済的理由等により就園、就学が困難な子どもたちに対する支援に取り組めます。

さらに、未来を担う子どもたちの学びを地域とともに支援するため、基金の募集・活用に取り組めます。

■ 主な施策

(1) 学校支援職員等の配置

- ①学校図書館支援員、特別支援教育支援員、生徒指導支援員、幼稚園保育支援員、看護師を学校・園のニーズに応じ配置し、学校・園の教育活動の充実を図ります。
- ②理科支援員を小学校に派遣し、3～6年生の理科の授業を支援(観察・実験、理科室の環境整備、教材開発等)します。
- ③日本語指導員を配置し、日本語指導が必要な児童生徒に対し、学習支援の充実を図ります。
- ④ALT及び英語支援員を各学校に派遣し、小・中学校における外国語教育の充実や国際理解教育の推進を図ります。

(2) 学校ICT環境の充実

- ①分かりやすく質の高い授業を実現するために、児童生徒の基礎学力を高める学習支援ツールを活用するとともに、特別教室や少人数教室への大型提示装置の導入を進めます。
- ②学校のニーズに応じ、ICT授業サポーターを学校等に派遣し、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。
- ③タブレット端末の活用を通じて、目指す学びの姿やその実現のための方策を、学校と家庭が共有・連携することが必要です。家庭でのインターネット環境は調べ学習や学校休業時の連絡ツールとして必要度

は増していることから、保護者に情報教育の必要性や教育内容の変化について認識してもらえるよう、保護者を対象とした講演会・研修会を実施するなど、家庭でのインターネット環境の整備につながる情報教育啓発を図っていきます。

- ③令和4年3月に策定した「八代市^{エドテック}EdTech※1推進計画」を踏まえ、推進体制の充実等を図り、教育の情報化推進のための環境をバランスよく整えます。

(3) 幼稚園・学校規模適正化の推進

- ①「八代市立学校規模適正化基本計画第2次計画」を策定し、学校の規模適正化に努めることにより、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を進めます。
- ②「八代市立学校規模適正化基本計画第2次計画」に先行して、令和2年度から市立幼稚園の規模適正化等について審議会で検討しており、これを踏まえ「八代市立幼稚園規模適正化等基本計画」を策定し、市立幼稚園のよりよい教育環境と効果的な幼稚園教育の実現を進めます。
- ③適正化の対象となる地域については、保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行い、十分に意見を聞き、理解を得ながら進めるよう努めます。

(4) 就園、就学等への支援

- ①子どもの貧困対策については、福祉部門と連携しながら経済格差が教育格差につながらないように就学援助、学習支援等を行い、子どもたちの教育環境の安定と健全育成を図ります。
- ②経済的理由により高等学校、大学等に就学することが困難な子どもたちに対し、奨学金の貸与により、教育を受ける機会を提供し、人材の育成を図ります。
- ③学校の統廃合等により通学が困難になった児童生徒及び特別支援学校における通学支援は必要な児童に対してスクールバスの運行や通学費用の補助を行うことにより、児童生徒の安全・安心な通学環境を確保します。

(5) 八代市学校・子ども教育応援基金の活用

- ①未来を担う子どもたちの学びを地域とともに支援するため、八代市学校・子ども教育応援基金への寄附を募り、同基金の活用により、いじめ・不登校対策に関する事業等に取り組みます。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
学校情報化優良校の認定校の割合(%)	0	0	100
教師用ノートパソコンのタブレット端末への入替率(%)	0	0	100
特別教室、少人数学級への大型提示装置とアクセスポイントの整備率(%)	0	0	100

(用語解説)

※1(再掲) EdTech:Education(エデュケーション)と Technology(テクノロジー)を組み合わせた造語であり、教育分野にテクノロジーの力を入れることで変革をもたらすことを意味する。

基本目標 2 教育環境の整備により学校・幼稚園の教育力を高めます

基本方針 9 安全・安心な学校づくりの推進

安全教育・防災教育の充実と防災管理の徹底を推進します。また、子どもたちが安全・安心及び快適な環境で学び、生活できるようにするため、学校施設の耐震化及び機能向上や老朽化対策など施設の充実を推進するとともに、災害時の避難所機能の強化を図ります。

■ 基本的考え方

子どもを犯罪や事故の被害から守るためには、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制の整備、施設設備の整備、教職員の一層の危機管理意識の向上と併せて、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備と実践的な安全教育の充実が必要となっています。また、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨を契機として、災害時に適切に対応する能力の基礎を培う防災教育の必要性も高まっています。

学校施設は、これまで体育館や武道場の天井材や照明器具等の非構造部材における落下防止対策等を実施してきました。引き続き、校舎における非構造部材の耐震改修を推進していきます。また、誰もが利用しやすい施設にするためのバリアフリー化、衛生環境改善としてのトイレ洋式化、更に省エネに取り組みながら教室の照度を確保するため、照明器具のLED化を進めることで教育環境の向上を図ります。

次に、学校施設の建物は65%以上が築30年以上を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の老朽化対策や長期的に使用するため、八代市学校施設等整備保全計画(令和元年10月策定)に基づき、長寿命化改修を計画的に実施していきます。また、小学校35人の学級編制や特別支援教育等、多様化する学習環境に対応した施設整備を進めていきます。

一方で、学校施設は災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、誰もが安心して避難することができるよう、防災機能の強化・充実にも取り組みます。

学校給食施設については、単独調理場及び共同調理場の計14施設のうち8施設が建築後30年以上経過し、老朽化と衛生管理面に対する早急な対策が求められていることから、計画的な施設整備を検討する必要があります。また、運営形態についても、市直営方式、財団法人委託、民間委託が混在した状況にあり、運営形態の在り方について検討する必要があります。

■ 主な施策

(1) 安全教育・防災教育の推進

- ① 防災教育の充実や実践的な避難訓練等の実施により、マイタイムライン(一人一人の避難行動をまとめた防災計画)の活用を行うなど自ら安全な行動がとれる子どもを育成します。
- ② 防災主任を核として、家庭・地域と連携した防災の体制を構築し、学校防災マニュアルを作成・見直し(改善)するとともに、地域全体の危機管理意識の向上を図ります。
- ③ 学校等における危険予測学習の推進により、危険予測・回避能力を育成し、交通安全及び生活安全教育の充実を図ります。

- ④学校及び教育委員会と道路管理者、警察等が連携し、通学路の危険箇所について対策を実施し、子どもたちの安全確保に努めます。

(2) 学校施設非構造部材耐震化等の推進

- ①外壁や天井材、照明器具など非構造部材の耐震化について計画的に行い、施設の安全性を高めます。
- ②学校施設の屋外トイレや屋外照明の整備や体育館等へのエアコンの整備等により、防災機能の一層の強化を図り、学校施設の避難所機能の強化・充実に取り組みます。

(3) 学校・幼稚園施設の整備・充実

- ①教育環境の改善を図るために、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化、照明器具LED化を推進します。
- ②施設の老朽化が進み、適切な施設整備を行う必要があることから、老朽化対策や長期的な使用を図るため、長寿命化改修など計画的な施設整備に努めます。
- ③小学校35人学級や特別支援教育など多様化する学習環境に対応した施設整備を進めます。

(4) 学校給食施設の再編整備・運営形態の見直し

- ①学校給食施設の老朽化や学校給食衛生管理基準への対応を図り、安全で安心な給食を提供するため、現14施設の再編を含めた整備計画を策定し、計画的に施設整備を行います。
- ②市直営方式、財団法人委託、民間委託の運営形態が混在した状況にあります。将来予想される少子化の進行、厳しい財政状況の中で、事業コストの削減、管理体制の強化のため、運営形態の見直しを検討します。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
非構造部材である外壁の点検実施率(%)	0	11.1	100.0
小中学校トイレの洋便器率(%)	40.6	41.0	66.9

基本目標3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

基本方針10 学校・家庭・地域の連携・協働

学校・家庭・地域、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の整備を進めるとともに、本の読み聞かせ活動や登下校の見守りなど、地域における子どもの安全・安心な居場所づくりに努め、地域社会全体で子どもたちを守り育てる環境を整えていきます。

■ 基本的考え方

近年、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。地域においては、人々が集う機会が減少し、互いに支え合う意識や、学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下を招いています。学校においては、いじめや不登校、貧困などを始め子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しており、学校と地域それぞれの課題を解決するためには、地域も学校もそれぞれの強みをいかし、互いに補完し合いながら、子どもたちを社会全体で育てていく環境づくりが求められます。

幅広い地域住民等の参画により、学校と地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、「地域の子どもは地域で守り育てる」気運を高めていきます。さらに、地域と学校がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入及び充実を図り、「地域とともにある学校づくり」・「学校を核とした地域づくり」を目指していきます。

■ 主な施策

(1) 地域学校協働活動推進事業の充実

- ①八代市地域学校協働本部を中心とした地域学校協働活動を全ての小・中・特別支援学校に推進します。
- ②学校・家庭・地域が連携し、相互補完をしつつ、子どもたちの教育を一体的に支援するため、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)を配置し、学校における働き方改革につながるような取組を推進します。
- ③経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な児童・生徒への対応策として、教職員OBなどによる学習支援を行い、小中学校における学力向上等を図るため、地域未来塾を推進します。
- ④放課後、帰宅するまでの時間を活用し、子どもたちの学習意欲の向上や遊びを通じた地域社会との交流を図り、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けるため、放課後子ども教室を推進します。

(2) コミュニティ・スクールの導入及び充実

- ①令和4年度末を目途に、全ての八代市立学校・幼稚園において、コミュニティ・スクールの導入を図ります。

②学校運営協議会が学校(園)運営に関する基本方針の承認等を行うことにより、学校・園において地域等の理解・協力を得た教育活動等の実施を図ります。

(3) ボランティア人材の確保

①市立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の教育活動を支援するため、八代市地域学校協働活動ボランティア人材バンク制度を設置し、運用を図ります。

②ボランティア人材の育成及び確保を図るため、各種研修会等を実施していきます。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
地域学校協働活動カバー率(%)	25	71	100
地域学校協働活動ボランティア数(人)	1,609	2,617	5,000
人材ボランティア登録者数(人)	0	10	30

基本目標 3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

基本方針 1 1 家庭における教育力の向上

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供など生涯学習の視点に立った家庭における教育力の向上を目指します。

■ 基本的考え方

近年の核家族化、少子化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。様々な環境の変化により友人関係や家庭・学校のことなどで悩みをもつ子どもたちや、子育てで悩みをもつ保護者が増えていることから、幼児、児童、生徒、保護者などの不安や悩みの解消を図るために、親の学びプログラムなどを活用して、家庭と学校をつなぐ家庭教育の支援の取組に努める必要があります。

保護者などに計画的、継続的に子どもの教育についての学習を行うことを目的に開設している家庭教育学級は、市町村合併した当時に比べ増加したものの、近年はほぼ横ばいの状況にあり、今後も家庭教育の充実を目指し、学級開設の促進を図っていきます。

また、いじめ・不登校等を始めとする教育的諸問題について、幼児、児童、生徒、保護者、学校関係者の相談に応じ、その解決を図るため支援・助言を行っていきます。

■ 主な施策

(1) 家庭教育の充実

- ①家庭教育学級が効果的に運営できるよう支援していくとともに子育て等に関する研修会の開催や親の学びプログラムを活用し、家庭における教育力の向上を図ります。
- ②家庭教育学級未開設の保育園・幼稚園・小学校・中学校に、家庭教育学級開設への働きかけを行い、家庭教育学級の内容の充実を図ります。

(2) 保護者への支援

- ①子ども支援相談事業で、子ども支援相談員が子育てに関する保護者等の相談に応じ、不安や悩みの解消に努めます。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
家庭教育について学んだ園・学校の割合(%)	68.6	51.9	70.0
市が開催する研修会等の参加者数(人)	149	—	200

基本目標 3 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めます

基本方針 1 2 地域における教育力の向上

地域世代間交流などを推進しながら、学校・家庭・地域のつながりを大切にするとともに、社会教育団体の育成に努め、相互に連携しながら、地域における教育力の向上を目指します。

■ 基本的考え方

人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、子どもの成長を支える「地域の教育力」の低下が指摘されています。さらには、子どもたちの学習意欲の低下や、基本的な生活習慣が身に付いていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下などの子どもたちに関わる課題も挙げられています。

社会教育団体については、組織人員の減少を食い止めるとともに、会員の参加、活動意欲を高めるなど、社会教育団体が主体となって課題の解決や事業が行えるように継続的に支援する必要があります。

まなびフェスタ(地域世代間交流事業)^{※1}については、事業内容が固定化し新鮮味が薄れつつあることから、プログラムなどを検討し、多くの地域住民の参加が得られるような工夫が行えるよう支援する必要があります。



【まなびフェスタやつしろ(体験活動)】

(用語解説)

※1まなびフェスタ:市民の生涯学習への理解を深めるとともに学習意欲の向上と学習活動への参加を促進するため、本市における様々な学びの機会や学びの場及び活動を紹介し、学習成果の発表を行っている。また、家庭と学校、地域社会がつながり、活動することにより、世代間交流や地域間交流を活性化し、よりよい人づくり・まちづくりにつなげることを目的としている。

■ 主な施策

(1) 地域（団体）で子どもを守り育てる活動の推進

- ①住民自治組織である「地域協議会」などと連携を図りながら、地域社会のなかで、心豊かで健やかな子どもを守り育てる活動を推進していきます。
- ②地域の住民や地域協議会等の地域団体と連携し、家庭や学校では体験できない自然体験活動や地域世代間交流を通じ、青少年の健全育成を図っていきます。

(2) 社会教育団体の育成

- ①社会教育団体（八代市地域婦人会連絡協議会・八代市PTA連絡協議会・八代市子ども会連合会等）について、自らの学びを地域に還元する手法や活動の場の提供等の支援を行っていきます。
- ②社会教育団体が主体となって課題の解決や事業が実施できるよう、側面的に指導・助言等を行っていきます。

(3) まなびフェスタやつしろの充実

- ①社会教育団体等との連携を深め、まなびフェスタやつしろの内容を充実させ、多くの来場者が見込めるように工夫、改善を図っていきます。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
まなびフェスタ来場者数(人)	1,266	—	1,300
まなびフェスタ参加団体数(ステージ発表・展示・体験等)(団体)	26	—	28

基本目標 4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

基本方針 13 生涯を通じた学習活動の推進

八代市公民館、図書館、博物館、学校など施設間の連携を図り、時代の変化や市民のニーズに沿った多様な学習機会、学習情報の提供を行い、その学習活動を通じて、住民主体の地域活動や新たな学習の促進を図ります。

■ 基本的考え方

医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上等により、人生100年時代の到来が予測され、また、社会の情勢は、グローバル化や情報化社会の進展等急速に変化しています。このような時代に対応するため、市民一人一人が生涯にわたって生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう多様な学びの機会を提供することが求められています。

子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図る上で重要な自然体験活動などの機会が減少しています。少子高齢化の時代に青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや青少年の問題は大人社会の反映であることを踏まえ、青少年体験活動事業を進めていく必要があります。

また、同和問題を始めあらゆる人権問題の解決に向けて、地域・学校・関係機関等の多くの人々と連携・協働しながら、全ての人の多様性が尊重され、人権が大切にされるまちづくりを進めていく必要があります。

【主催講座(おでかけ公民館講座・公民館講座・公民館講座WEB版)数】

H28	H29	H30	R1	R2
22	32	28	36	24



【キッズチャレンジ 2019 アウトドアスクール】

■ 主な施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ①市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習の推進役となる社会教育士(社会教育主事)や親の学びトレーナーの育成等、生涯学習推進体制の充実を図ります。

(2) 時代の変化に応じた多様な生涯学習機会の提供

- ①多様化・高度化する市民や地域の学習ニーズに対応し、幅広い世代が参加しやすい講座の開設に努めます。また、時代の変化に応じたスキルが学べるリカレント教育^{※1}や誰一人取り残さないデジタル社会実現に向けた学習活動等に取り組んでいきます。
- ②公民館、図書館、博物館、学校などの施設の連携を図り、生涯を通じて自らにあった講座を選んで学習できるよう、様々な講座や学習の機会を提供していきます。また、これまで同様に地域の要望に応じた公民館講座を校区コミュニティセンター等において開催していきます。
- ③次代を担う青少年の健全な育成を図るため、日常では体験できない野外活動を取り入れた青少年活動に取り組めます。
- ④差別のない明るいまちづくりを目指すために、社会人権教育の一環として、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人や新型コロナウイルスに感染された方などに対する偏見や差別意識などに関して理解が深められるよう各種の学習機会を設け、市民一人一人の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った取組を推進していきます。

(3) 生涯学習情報の提供

- ①広報やつしろ、コミュニティセンターだより、市ホームページやSNSなどを活用し、様々な情報を発信していきます。
- ②幅広く生涯学習を推進していくため、各分野の指導者の開拓などを行い、生涯学習指導者名簿の充実を図ります。

(用語解説)

※1 リカレント教育:生涯にわたって繰り返し学び続けていくことであり、学校教育からいったん離れたあとも、キャリア形成や子育て中・子育て後の就労等、それぞれ必要なタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
親の学びトレーナー登録者の割合(%)	100	100	100
八代市公民館利用者数(人)	41,706	11,661	40,000
受講者満足度(%)	98.2	94.5	97
リカレント教育に関する講座等への参加者数(人)	0	0	270
デジタル社会実現に向けた講座等への参加者数(人)	94	80	270
生涯学習指導者名簿登録者数(人)	91	85	93

基本目標 4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

基本方針 1 4 人を育む図書館づくりの推進

郷土を拓く人材の育成を図るため、多様化した市民のニーズに応えるとともに、市民に親しまれ、市民の生涯学習活動に貢献する図書館づくりを進めます。

基本的考え方

本市においては、平成27年度から更なる図書館サービスの充実等を図るため、指定管理者制度を導入しています。また、開館時間の延長による利用機会の拡充や学校や地域での出張おはなし会や講座の実施等による読書活動の推進を行うなど、利用者サービスの向上に努め、来館者数、利用登録者数、貸出利用者数、貸出冊数など順調に増加へと推移してきました。

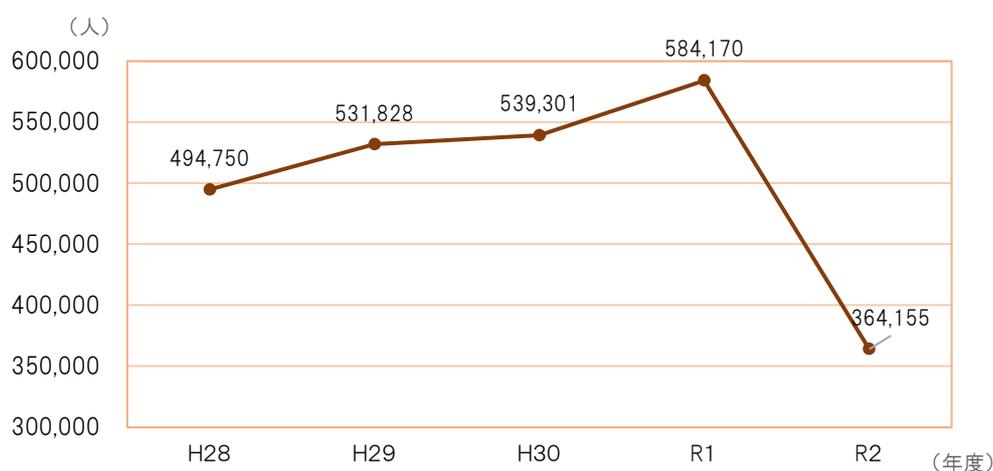
しかしながら、新型コロナウイルスの発生により、感染対策の観点から休館や人数制限を行ったことから、来館者数等が極端に落ち込みましたが、県内でいち早く平成27年度から導入した電子図書の利用者数は、顕著に伸びており、幅広い世代への利用促進のため、新しい生活様式の実践に取り組んでいきます。

今後も、市民に親しまれることはもとより、市民の生涯学習及び文化活動に寄与できる図書館として、図書資料を充実し、質の高い図書館サービスを行います。また、移動図書館の運行や各種行事、講座、図書展示等を通じて読書活動の普及を図り、朗読や読み聞かせボランティアなど関係団体等の協力を得ながら、乳幼児から高齢者まで、外国人や障がい者を含めた全ての市民の読書活動の推進を図っていきます。

【図書館利用状況の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
利用登録者数(人)	55,529	57,463	60,055	61,760	62,564
貸出利用者数(人)	110,349	118,801	119,719	110,686	72,233
貸出冊数(冊)	503,060	550,429	543,775	505,257	344,327

【図書館来館者数の推移】



■ 主な施策

(1) 読書活動の推進

- ① 市民・ボランティア・民間団体等との協働による図書館運営を進めながら、更なる読書活動の推進を図ります。
- ② 子ども読書活動では、「八代市子ども読書活動推進計画【第二次】」(平成31年3月策定)を踏まえ、学校図書館や就業前施設、図書館ボランティア等と連携を図りながら取り組みます。
- ③ 絵本の読み聞かせを通して、赤ちゃんの「こころ」と「ことば」を育む時間や保護者の心が安らぐ時間をつくるため、7カ月児健康診査に来た親子に赤ちゃん向けの絵本などをプレゼントする「ブックスタート」事業を推進していきます。
- ④ 児童生徒 1 人1台のタブレット端末を活用し、電子図書を閲覧できるような仕組みを推進します。

(2) 図書館資料の収集、保存、提供

- ① 図書資料等の貸出し傾向、蔵書のバランス等を総合的に勘案し、市民のニーズに沿った資料の収集、保存、提供を図ります。特に、在住外国人が増加傾向にあることから、英語やそれ以外の言語で書かれた絵本、児童書、一般書など、外国語資料の充実を図ります。
- ② 障がいのある方や高齢者など、誰もが利用しやすい環境を整えるため、大活字図書^{※1}や点字図書、マルチメディア図書等、様々な種類の資料の整備を進めます。また、新しい情報の資料を充実させる蔵書入替に伴う除籍図書の保育園や学校等への配布など図書の有効活用を図ります。
- ③ 遠隔地居住者への図書サービス提供の取組として、これまでの移動図書館「ともだち号」の運行に加え、コロナ禍においても 24 時間いつでも、どこでも利用できる電子図書の拡充に努め利用者の利便性の向上を図ります。
- ④ 郷土資料を取集、保存、発信していくため、デジタルアーカイブシステム^{※2}の導入を行います。

(3) 調査・研究、生涯学習や教育・文化活動への支援

- ① 調査・研究資料を整備し、効率的に提供することにより、市民の調査・研究活動を支援します。
- ② 図書館講座等の開催、学校からの社会科見学、職場体験等の受入れ等により、市民の生涯学習や教育・文化活動を支援します。

(用語解説)

※1 大活字図書：弱視者(低視力者、高齢者など)にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した図書のこと。

※2 デジタルアーカイブシステム：様々な資料をデジタル化し後世に貴重な資産として残すことを目的としながら、デジタル化した資料を必要に応じて共有、活用できるようにするための仕組み。



【図書館におけるおはなし会の風景】



【八代市立図書館本館】

【移動図書館ともだち号】



【八代市立図書館かがみ分館】



【八代市立図書館せんちょう分館】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
図書館来館者数(人)	584, 170	364, 155	550, 000
図書館貸出冊数(冊)	505, 257	344, 327	530, 000
図書館新規登録者数(人)	1, 705	804	1, 800
ブックスタート配付率(%)	0	97. 0	100. 0
おはなし会参加者数(人)	4, 664	341	4, 800
電子図書利用者数(人)	985	3, 799	5, 500
図書館講座参加者数(人)	943	293	980

基本目標 4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

基本方針 15 文化の継承と創造に貢献する博物館づくり

八代の歴史と文化への理解と愛着を育むため、関連資料を収集・調査研究し、展示や講座を通して、それらの価値を分かりやすく内外に発信します。あわせて、優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供し、本市の文化向上を図ります。

■ 基本的考え方

博物館が収集・保管する資料は、八代の先人たちが築いてきた歴史・文化の証であるとともに、これからの未来を考えるための糧としてかけがえのない大切な意味をもっています。それらの遺産を次世代に確実に継承し、光をあてることで郷土への誇りと愛着を育むことができ、同時に、地域の外から人々を呼び込む魅力ある資源とすることもできます。

また、各地の美術館・博物館が所蔵する優れたコレクションを紹介することにより、人々に感動を与え、新たな文化創造への糧となるような事業の展開を目指します。

博物館は、過去を学び、現在、そして未来を考える場となるため、各種展示事業や教育普及活動に取り組み、社会教育機関としての役割を果たしていきます。

【直近5カ年の年度別総入館者数】

単位：人

		H28	H29	H30	R1	R2
開館日数		260	289	204	270	253
入館者数	有 料	6,119	14,688	5,857	6,127	2,127
	無 料	18,682	20,571	14,012	20,540	6,868
	計	24,801	35,259	19,869	26,667	8,995
無料のうち 中学生以下		5,311	5,905	2,813	5,040	2,340



【博物館 活動状況(常設展「昔の道具」を見学する子どもたちや学校への出前講座)】

■ 主な施策

(1) 特別展覧会及び常設展示の充実

- ①八代の歴史と文化に関する調査研究を進め、全国的な視点からその特色や文化財としての重要性を解明して発信する特別展覧会を毎年開催し、市民の郷土理解を深めます。
- ②各地の美術館・博物館が所蔵する個性豊かなコレクションを楽しむ展覧会を開催し、魅力あふれる文化財や芸術作品との出会いの場を提供します。
- ③常設展示では、国内有数の武家コレクションである松井文庫所蔵品を始め、美術工芸、考古、歴史、民俗等のテーマごとに年4～5回の展示替を行い、常に違う展示を楽しめるよう充実を図ります。
- ④コロナ禍の新しい生活様式に対応するため、講演会や展示解説のデジタル配信を行います。

(2) 調査研究活動の充実

- ①八代城主松井家伝来の古文書群について、資料の調査・保管に努め、これらを解読した報告書の刊行、展示により、広く内外に紹介していきます。
- ②八代に関する資料の把握と調査に随時取り組み、特に日本遺産に関連する石工や八代平野干拓関係資料の調査に力を入れます。

(3) 博物館収蔵品の充実と保存・継承

- ①城下町に関わる武家関係資料や、全国に知られた工芸品である八代焼(高田焼)や肥後罫^{つば}、宮地の手漉き和紙等、八代らしいコレクションの充実に努めます。
- ②八代の歴史と文化を物語る貴重な資料を、確実に次世代に継承するため、適切な保存環境・施設の維持に努めます。

(4) 博物館収蔵品を活用した教育活動の充実

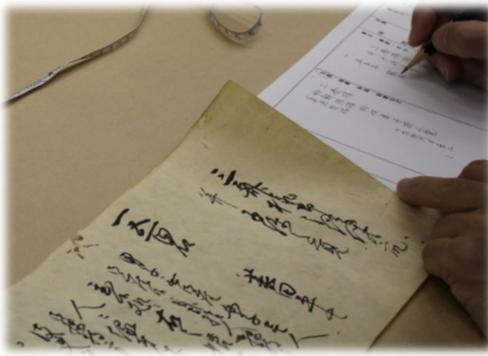
- ①八代の歴史にちなむ体験講座、古文書講座、学芸員や研究者による特別講演会等、子どもから大人までを対象とした多彩な講座・講演会を開講します。
- ②授業目的に応じた展示案内や博物館収蔵品を活用した出前講座、教職員の研修として地域の歴史や災害の学習等、学校教育における郷土学習をサポートします。
- ③博物館収蔵品検索システムの充実、動画配信等、ホームページやSNS等を活用し、デジタル化を推進します。



【博物館 常設展示の充実(松井文庫展示室の様子)】



【博物館 収蔵品の充実(八代ゆかりの肥後鐺など)】



【博物館古文書などの調査研究活動】



【博物館 収蔵品の保存・継承(収蔵庫の様子)】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
博物館入館者数(人)	26,667	8,995	25,000
特別展アンケートに満足と回答した人の割合(%)	94	96	94
新たに収蔵した資料・作品数(件)	6	9	10
学校利用数(教職員研修、児童生徒見学、出前講座等)(件)	30	28	30
講座・講演会等実施数(回)	21	4	30
収蔵品活用(貸出、閲覧、掲載等)数(件)	28	24	30

基本目標 4 生涯を通じて楽しく学べる充実した環境を提供します

基本方針 16 社会教育施設の整備

公民館を始め図書館、博物館などの社会教育施設については、市民の生涯学習の拠点として、計画的な整備、改修などの環境整備を進める必要があります。また、廃校した学校施設を利用している社会教育センターについても、公民館、図書館、博物館とあわせて、八代市公共施設等総合管理計画により、適正な維持管理を図ります。

■ 基本的考え方

本市の社会教育施設には、築後30年以上を経過する図書館や博物館など、施設の整備・改修の時期を迎える施設が数多くあります。そのような中で、今後も市民に安全で快適、便利な学習環境を提供していくため、計画的かつ有効な施設整備などの充実・改善が重要な課題になっています。

市民の学習意欲に対処できる施設環境の整備と、地域活動に対応する社会教育センターの機能、人口、地域特性などを考慮しながら、集約化を含め望ましい環境整備を目指します。



【八代市立博物館未来の森ミュージアム】

■ 主な施策

(1) 公民館施設等の整備・充実

- ①市民が集い学びあう生涯学習の拠点となる八代市公民館の学習環境の整備を進めていきます。
- ②安全で快適に利用できる環境を確保するため、計画的に改修を進めていきます。
- ③老朽化が目立つ社会教育センター等については、八代市公共施設等総合管理計画により、適正な維持管理を図ります。

(2) 図書館施設の整備・充実

- ①図書館本館、せんちょう分館、かがみ分館においては、安全で快適に利用できる環境を確保するため、老朽化した施設・設備の改修などを計画的に行います。
- ②利用者のプライバシーに配慮した、より高度なサービス提供を目的としたICシステム※1などの図書館システムの機能向上を図ります。

(3) 博物館施設の整備・充実

- ①博物館の展示、調査研究、収集保管の機能を維持するとともに、安全で快適に利用できる環境を確保するため、経年劣化による施設・設備の補修を計画的に行います。
- ②築後30年を経過した博物館の大規模な改修工事を推進し、施設の長寿命化を図ります。



【さかもと八竜天文台】



【赤星公園(水竹居の館)】

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
ICチップ導入冊数(図書館)(冊)	0	0	50,000
博物館施設の機能維持に必要な改修工事の実施率(%)	0	0	100

(用語解説)

※1 ICシステム:ICチップとアンテナを紙製のタグとして生成したICタグを蔵書へ貼付することで、図書資料の紛失や不明を防ぐだけでなく、図書業務の効率化によってレファレンス機能の充実とより高度な図書サービスの提供を行う。

基本目標 5 郷土の歴史文化遺産に親しめる環境を整えます

基本方針 17 歴史文化遺産の保存継承と活用

文化財保護法や八代市歴史文化基本構想等に基づき、歴史文化遺産を地域で守り、継承・活用する仕組みづくりを推進します。

■ 基本的考え方

本市には、松浜軒や水島、八代城跡を始めとする史跡や名勝、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や久連子古代踊りに代表される民俗文化財、日本遺産に認定された干拓樋門や石橋など、各地域の歴史に育まれた数多くの歴史文化遺産があり、その保存と活用に努めています。

文化財はその価値を損なわないよう周到な注意を払って適切に保存する必要があります。史跡などの保存整備やガイダンス施設、駐車場・トイレ・見学通路等の整備は、学術的な調査や有識者による検討を経た保存活用計画などに基づいて進める必要があります。

地域の歴史文化遺産の環境美化やガイド活動に市民が参加し、歴史文化遺産を地域の力で守り、伝える仕組みづくりが必要となっています。また、人口減少と少子高齢化に伴い民俗芸能の後継者不足が深刻化しており、後継者育成などの保存継承や効果的な情報発信に努めるとともに、映像記録化や古記録・音楽の採譜等調査と資料収集を計画的に進める必要があります。



【笠松橋(日本遺産構成文化財/市指定)】



【旧郡築新地甲号樋門(日本遺産構成文化財/国指定)】

■主な施策

(1) 文化財の調査と保護

- ①「文化財保護法」等に基づく各種の文化財調査を行い、重要なものについては指定や登録等による保護とともに史跡等の計画的な環境整備を図ります。
- ②2022年の八代城築城400年を契機として、国史跡八代城跡群の整備に向けた基本計画の策定を進めるなど、歴史・文化ゾーンの保存・活用事業に重点的に取り組みます。
- ③埋蔵文化財の保護については、事前照会等により開発行為との両立を図るとともに調査成果や出土物の公開を行うなど、保存と活用を進めます。

(2) 歴史文化遺産に親しめる環境の整備

- ①歴史文化遺産に関する講座や史跡めぐりの開催、ガイドブックの刊行や案内板、標木等の整備により、八代の歴史や文化財に、市民が親しめる環境づくりを行います。
- ②ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭を始めとする各地域の民俗文化財の保存継承と情報発信につながる施設として開館した「お祭りでんでん館」を拠点に、郷土学習などに有効活用されるような環境づくりを進めます。

(3) 歴史文化遺産を地域で継承する仕組みづくり

- ①「八代を創造した石工たちの軌跡」の日本遺産認定ストーリーを始めとする地域の歴史文化遺産を、その周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための仕組みづくりを検討します。
- ②「八代市歴史文化基本構想(平成30年12月策定)」などを踏まえ、各地域の歴史文化遺産の案内や清掃活動に市民が積極的に参加することなどを通して歴史文化遺産を地域全体で守り、伝えるという意識づくりや、祭りや民俗芸能の担い手となる後継者の育成などの地域おこしにつながる取組を支援します。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
指定及び国登録文化財件数(件)	240	240	242
出前講座・史跡めぐり参加者数(人)	179	26	200

基本目標 6 災害からの復興を進め教訓を継承します

基本方針 18 災害からの復興推進・教訓の継承

令和2年7月豪雨からの復興への取組を推進します。また、近年甚大な災害をもたらす自然災害が増加傾向にあることを踏まえ、次世代を担う子どもたちへ平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などから得た教訓を継承していきます。

■ 基本的考え方

平成28年4月に熊本地方を震度7の地震が二度にわたって襲い、本市においても31名の死傷者や2,446棟にのぼる住宅被害を始め、教育関係においても47学校及び園、5箇所の学校給食センター20箇所の社会教育施設、28件の指定文化財が被災しました。

令和2年7月の豪雨では、坂本町において24名の死傷者が発生し、住宅被害も430件にのぼりました。洪水流や土砂災害により、坂本町の各所で道路や橋梁が被災し、坂本町と八代市街地を結ぶ幹線道路である国道219号を始めとして、多くの路線が一時的に通行不能となり、JR肥薩線についても、復旧の見通しが立っていない状況です。

このように甚大な被害を受け、八竜小学校や坂本中学校の施設においては直接的な被害はなかったものの、学校へのアクセスが遮断され、坂本町での学校活動ができなくなりました。

この二つの大きな災害を経験し、速やかな子どもたちの被害状況の把握、通学手段の確保、教育活動再開までの子どもたちの学びの保障などが課題となっています。

また、熊本県教育委員会の調査では、熊本地震から5年経過した今でも、心のケアを必要とする児童生徒が県内で703人いることや、5年経過した今新たに県内で298人の児童生徒(全体の42.4%)と心のケアを必要していることから、令和2年7月豪雨を経験した児童生徒の心のケアについても同様に、長期継続した支援が必要です。

再び災害が発生した場合でも、被害を最小限にとどめ、早急な復旧・復興が可能になるよう、八代市国土強靱化地域計画や八代市地域防災計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備や防災教育、また、地域コミュニティの核となる自治公民館の再建支援などを行うとともに、災害から得た教訓を次の世代に継承していくための取組が必要です。

■ 主な施策

(1) 地震に対する取組

①(再掲)学校施設の外壁や天井材、照明器具など非構造部材の耐震化について計画的に行い、施設の安全性を高めます。

(2) 豪雨災害による被災地への支援と取組

①校区外で避難生活を送っている児童生徒にも配慮し、スクールバスなどの通学手段を確保します。

②熊本県教育委員会との連携によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣により、

子どもの心のケアを行います。

- ③坂本町でおでかけ公民館講座や青少年体験事業の開催等、学びの機会を充実させ、賑わいの創出やくらしの再生を図っていきます。
- ④被災した自治公民館等、地域コミュニティの核となる施設の再建・整備を支援します。
- ⑤老朽化が進む坂本町の社会教育センター(旧小学校)について、復興計画に沿った有効活用に向けて、関係部署と連携した検討を行っていきます。
- ⑥小中学校の教育現場等での体験学習に向けた検討や生涯学習としての取組を通じて、地域で行われている祭りや伝統芸能の継承を支援します。

(3) その他災害に対する取組

- ①「学校安心メール」等の活用により様々な情報を配信・収集することで、速やかに子どもたちの被害状況の把握を行います。
- ②学校の臨時休業等でも子どもたちの学びを保障するため、EdTech推進計画に基づき、オンライン授業の実施などICTを活用した学習のための環境整備を推進します。
- ③(再掲)学校では、防災教育の充実や実践的な避難訓練等の実施により、マイタイムライン(一人一人の避難行動をまとめた防災計画)の活用を行うなど自ら安全な行動がとれる子どもを育成します。
- ④(再掲)学校では、防災主任を核として、家庭・地域と連携した防災の体制を構築し、学校防災マニュアルを作成・見直し(改善)するとともに、地域全体の危機管理意識の向上を図ります。
- ⑤(再掲)学校施設の屋外トイレや屋外照明の整備や体育館等へのエアコンの整備等により、防災機能の一層の強化を図り、学校施設の避難所機能の強化・充実に取り組みます。
- ⑥(再掲)授業目的に応じた展示案内や博物館収蔵品を活用した出前講座、教職員の研修として地域の歴史や災害の学習など、学校教育における郷土学習をサポートします。
- ⑦浸水想定区域にある学校については、校務及び学校用のサーバーを2階以上に設置するなど、災害発生時の被害を低減させる取組を行います。
- ⑧平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した文化財等について、それぞれの文化財所有者と連携して修復や保存活用の取組を進めます。

数値目標

項目	参考 (R1年度)	現況 (R2年度)	目標 (R7年度)
学校の電子データ(サーバー)の浸水対策実施率(%)	0	0	100
坂本町で開催した生涯学習講座等への参加者数(人)	122	0	140
マイタイムライン(一人一人の避難行動をまとめた防災計画)の作成率(%)	0	0	100

第6章 計画の推進に当たって

1 本市の他計画との一体的な推進

本計画の推進に当たっては、「第2次八代市総合計画第2期基本計画(令和4年度～令和7年度)」及び他の関連する計画と政策体系や指標の整合性を図りながら、一体的な推進を図ります。

2 PDCAサイクルの推進

本計画に掲げた施策や事業をより効率的で効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ることが重要です。そのため、本計画においては、より効果的な教育施策の企画・立案などを行う観点や市民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM)に留意しつつ、分かりやすい指標を設定します。

その指標を参考にしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき毎年実施する「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により「企画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)」というPDCAに基づくマネジメントサイクルを踏まえて、点検・評価を行います。

また、本計画を実効性のあるものにしていくために、教育に関して学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、毎年度の点検・評価を通じて計画の進捗を管理・公表し、その上で、社会経済の状況の必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、更なる施策の充実に取り組みます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 指標の設定

施策の進捗状況を把握するため、以下のことに留意しながら指標を設定します。

- (1) 指標は、設定した時点での水準等を踏まえて、施策の達成状況を把握するために適切なものであり、かつ、既存の調査を利用するなど、学校等の負担にならないものを設定しています。
- (2) 計画の進捗状況の点検・評価に当たっては、指標の推移に加え、関連する情報も踏まえ、多角的に評価します。
- (3) 本計画の期間が4年間であることから、設定した指標が継続して確認できなくなった場合などは、代替となる指標を設定することがあります。

4 SDGsの実現に貢献する「持続可能な開発のための教育（ESD※1）」の推進

持続可能な開発のための教育(ESD)は、SDGsの目標の一つに掲げられているだけでなく、

SDGsの17の全ての目標の達成に役立つものです。

学習指導要領においても「持続可能な社会の創り手」となることができるようにするというESDの理念が組み込まれており、本市においても、地球上で起きている様々な問題が自分の生活に関係していることを一人一人が意識し、身近なところから行動を開始できるよう、ESDを推進していくこととしています。



5 連携・協働の推進

少子化が急速に進み、国の社会構造に大きな変化を与える中、地方行政の中で子どもに対する教育を優先して充実していくことが求められています。このような教育に対する社会の要請や、教育行政を取り巻く社会状況の変化に対応するため、八代市の組織内はもとより、学校・家庭・地域との連携・協働をより一層推進し、計画の実現に向けて取り組みます。

SDGsにおいても、「パートナーシップで目標を達成しよう」が掲げられており、SDGsの考え方も念頭に置きながら連携・協働を推進します。

(用語解説)

※1(再掲) ESD:持続可能な社会の創り手を育む教育。気候変動、生物多様性の喪失等の人類の開発活動に起因する様々な地球規模の問題に対し、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

指標一覧

【基本方針1】幼児教育の充実

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
研究テーマを設定し、計画的に園内研修を実施し、教育・保育内容の工夫改善に努めた園の割合(%)	100	100	100 を維持
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」やスタートカリキュラム等を小学校と共有した幼稚園の割合(%)	—	50	100

【基本方針2】確かな学力の育成

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
熊本県全国学力・学習状況調査結果における標準スコア(上段:小、下段:中)(平均値=50)	50	50.7	52.5
	48.1	48.8	51.0
目標読書冊数を達成した児童生徒の割合(上段:小、下段:中)(%)	67	65	69
	33.3	35	39
中学3年における英検3級相当を取得した割合(%)	18	15	44
キャリア・パスポートを活用している学校の割合(%)	—	100	100 を維持

【基本方針3】豊かな心の育成

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
全児童・生徒のうち新規不登校児童・生徒の占める割合(%)	1.1	1.4	1.2
いじめの解消した割合(%)	95.7	99.5	100

【基本方針4】健やかな体の育成

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における全国平均以上の種目数(上段:小学5年生、下段:中学2年生)	10	—	16
	7	—	18

【基本方針5】特別支援教育の推進

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
配慮を要する児童生徒において個別の教育支援計画が作成された割合(%) (上段:通常学級、下段:特別支援学級)	64	70	80
	100	100	100 を維持
個別の教育支援計画の引継ぎが行われた割合(%)	100	100	100 を維持

【基本方針6】9年間を見通した「八代型小中一貫・連携教育」の推進

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
「中学生になるのは楽しみですか」項目の割合(%)	84.5	81.4	85

【基本方針7】教職員の資質・指導力の向上

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
勤務時間外在校等時間が月45時間以上の教職員の割合(%)	37.3	37.1	0%に向け前年度より減少
「昨年度と比べ、子供たちと向き合う時間が増えたと思う」と回答した教職員の割合(%)	35.0	37.0	80%に向け前年度より増加

【基本方針8】学びを支える教育環境の整備

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
学校情報化優良校の認定校の割合(%)	0	0	100
教師用ノートパソコンのタブレット端末への入替率(%)	0	0	100
特別教室、少人数学級への大型提示装置とアクセスポイントの整備率(%)	0	0	100

【基本方針9】安全・安心な学校づくりの推進

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
非構造部材である外壁の点検実施率(%)	0	11.1	100.0
小中学校トイレの洋便器率(%)	40.6	41.0	66.9

【基本方針10】学校・家庭・地域の連携・協働

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
地域学校協働活動カバー率(%)	25	71	100
地域学校協働活動ボランティア数(人)	1,609	2,617	5,000
人材ボランティア登録者数(人)	0	10	30

【基本方針11】家庭における教育力の向上

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
家庭教育について学んだ園・学校の割合(%)	68.6	51.9	70.0
市が開催する研修会等の参加者数(人)	149	—	200

【基本方針12】地域における教育力の向上

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
まなびフェスタ来場者数(人)	1,266	—	1,300
まなびフェスタ参加団体数(ステージ発表・展示・体験等)(団体)	26	—	28

【基本方針13】生涯を通じた学習活動の推進

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
親の学びトレーナー登録者の割合(%)	100	100	100
八代市公民館利用者数(人)	41,706	11,661	40,000
受講者満足度(%)	98.2	94.5	97

リカレント教育に関する講座等への参加者数(人)	0	0	270
デジタル社会実現に向けた講座等への参加者数(人)	94	80	270
生涯学習指導者名簿登録者数(人)	91	85	93

【基本方針14】人を育む図書館づくりの推進

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
図書館来館者数(人)	584, 170	364, 155	550, 000
図書館貸出冊数(冊)	505, 257	344, 327	530, 000
図書館新規登録者数(人)	1, 705	804	1, 800
ブックスタート配付率(%)	0	97. 0	100. 0
おはなし会参加者数(人)	4, 664	341	4, 800
電子図書利用者数(人)	985	3, 799	5, 500
図書館講座参加者数(人)	943	293	980

【基本方針15】文化の継承と創造に貢献する博物館づくり

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
博物館入館者数(人)	26, 667	8, 995	25, 000
特別展アンケートに満足と回答した人の割合(%)	94	96	94
新たに収蔵した資料・作品数(件)	6	9	10
学校利用数(教職員研修、児童生徒見学、出前講座等)(件)	30	28	30
講座・講演会等実施数(回)	21	4	30
収蔵品活用(貸出、閲覧、掲載等)数(件)	28	24	30

【基本方針16】社会教育施設の整備

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
ICチップ導入冊数(図書館)(冊)	0	0	50, 000
博物館施設の機能維持に必要な改修工事の実施率(%)	0	0	100

【基本方針17】歴史・文化の保存継承と活用

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
指定及び国登録文化財件数(件)	240	240	242
出前講座・史跡めぐり参加者数(人)	179	26	200

【基本方針18】災害からの復興推進・教訓の継承

指標名	参考値(R1)	現況値(R2)	目標値(R7)
学校の電子データ(サーバー)の浸水対策実施率(%)	0	0	100
坂本町で開催した生涯学習講座等への参加者数(人)	122	0	140
マイタイムライン(一人一人の避難行動をまとめた防災計画)の作成率(%)	0	0	100

資料編

八代市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

NO	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	大学教授等	田中 禎一	熊本高等専門学校 副校長
2		大学教授等	坂本 哲朗	中九州短期大学 副学長
3	学校の長	市立小学校校長会	園田 良次	会長 八千把小学校長
4		市立中学校校長会	沖村 巧	会長 第四中学校長
5		市立幼稚園園長会	桑原 直美	会長 代陽幼稚園長
6		市立特別支援学校校長	東田 倫明	八代支援学校長
7	保護者	市PTA連絡協議会	松本 啓佑	会長
8	地域住民	市社会教育委員	薄田 眞治	委員長
9		市地域協議会連絡会議	徳田 武治	会長
10		市地域婦人会連絡協議会	三栗野 恵美子	会長

第3期八代市教育振興基本計画の策定経過

年月日	会議等	内容
令和3年5月19日	第1回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画策定作業を進めるに 当たって
令和3年5月26日	教育委員会5月定例会	第3期八代市教育振興基本計画策定について
令和3年6月4日	第2回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画基本目標体系案につ いて
令和3年6月25日	第3回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画事務局案について
令和3年7月15日	第4回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画事務局案について
令和3年8月2日	第5回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画プロジェクトチーム 案について
令和3年8月17日	第1回検討部会	第3期八代市教育振興基本計画 プロジェクトチーム案について
令和3年9月27日	第6回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年10月1日	第1回策定委員会	委員長選任・副委員長決定 教育振興基本計画の概要・策定作業進捗状況説明
令和3年10月14日	第7回検討部会 プロジェクトチーム会議	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年10月20日	第2回検討部会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月4日	第2回策定委員会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月18日	教育委員会11月定例会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月30日	第3回策定委員会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和3年12月14日	12月議会文教福祉委員会	所管事務調査 第3期八代市教育振興基本計画（素 案）について
令和3年12月22日	教育委員会12月定例会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和4年1月13日	次長会	第3期八代市教育振興基本計画（素案）について
令和4年1月31日	政策会議	第3期八代市教育振興基本計画（案）について
令和4年2月2日～ 15日	パブリックコメント	第3期八代市教育振興基本計画（案）についての意 見募集
令和4年2月25日	第4回策定委員会 （書面審議）	第4回八代市教育振興基本計画策定委員会の書面審 議について
令和4年3月14日	3月議会文教福祉委員会	所管事務調査 第3期八代市教育振興基本計画 （案）に対するパブコメ結果について
令和4年3月28日	教育委員会3月定例会	第3期八代市教育振興基本計画（案）について

第3期八代市教育振興基本計画

発行／八代市教育委員会

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

TEL : 0965-33 - 6131 FAX : 0965-33-6132

E-mail : kyoso@city.yatsushiro.lg.jp
